

高砂市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和5年(2023)4月

高砂市

高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

I	「高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定にあたって	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	2
4	新型インフルエンザ等関係法令及び計画一覧	4
II	対策の実施に関する基本的な方針	5
1	目的及び基本的な戦略	5
2	基本方針	5
3	対策実施にあたっての基本的な考え方	6
4	対策実施上の留意点	8
5	発生時の被害想定等	9
6	対策推進のための役割分担	9
7	市行動計画における主要な対策	10
III	各発生段階別対策【未発生期（発生前の段階）】	25
1	実施体制	25
2	サーベイランス・情報収集	26
3	情報提供	26
4	予防・まん延防止	27
5	医療	29
6	市民生活及び経済の安定確保	29
IV	各発生段階別対策【海外発生期】	31
1	実施体制	31
2	サーベイランス・情報収集	32
3	情報提供	32
4	予防・まん延防止	33
5	医療	34
6	市民生活及び経済の安定確保	35
V	各発生段階別対策【地域未発生期】	37
1	実施体制	37
2	サーベイランス・情報収集	37
3	情報提供	38

4	予防・まん延防止	38
5	医療	39
6	市民生活及び経済の安定確保	39
VI	各発生段階別対策【地域発生早期】	41
1	実施体制	41
2	サーベイランス・情報収集	41
3	情報提供	42
4	予防・まん延防止	43
5	医療	43
6	市民生活及び経済の安定確保	44
VII	各発生段階別対策【地域感染期】	47
1	実施体制	47
2	サーベイランス・情報収集	47
3	情報提供	48
4	予防・まん延防止	48
5	医療	49
6	市民生活及び経済の安定確保	50
VIII	各発生段階別対策【小康期】	51
1	実施体制	51
2	サーベイランス・情報収集	51
3	情報提供	52
4	予防・まん延防止	52
5	医療	52
6	市民生活及び経済の安定確保	53
IX	各発生段階別対策【新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の対応】	55
1	実施体制	55
2	サーベイランス・情報収集	56
3	情報提供	57
4	予防・まん延防止	57
5	医療	57
6	市民生活及び経済の安定確保	58

表 1	兵庫県対策レベル設定による対策の要点(レベル設定による対策の軽重)	61
表 2	新型インフルエンザの感染症と病原性による兵庫県の対策レベルの目安	67
資料 1	高砂市新型インフルエンザ等対策本部条例	68
資料 2	発生段階別の主な情報提供内容	69
資料 3	東播磨圏域新型インフルエンザ医療体制	70
資料 4	参考 県行動計画による医療体制 (県内発生早期～県内感染期)	71
資料 5	用語解説	72

I 「高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定にあたって

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

1 発生及び感染拡大への懸念

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

2 国家の危機管理として位置づけ

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

1 平成 20 年度までの国の対応

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に行動計画を改定した。

2 平成 21 年度新型インフルエンザ A/H1N1 対応の教訓

同年 4 月に、豚インフルエンザ（A/H1N1）のヒトからヒトへの感染がメキシコで確認され WHO は、同月 27 日（日本時間）に新型インフルエンザの発生を認めた。

その後、感染は世界的に拡大し、同年 5 月 16 日には兵庫県においても国内初の感染者が確認され、本市でも複数の感染者が確認された。この新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザ薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多く、いわゆる弱毒性のウイルスであった。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、教訓等が得られた。

3 特措法の制定

そこで、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症の対策も含め、課題であった危機管理対策実施の法的裏付けをもつ特措法が制定された。

3 高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

1 これまでの本市の対策

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、これまで兵庫県(以下「県」という。)が平成 21 年 4 月に東南アジアなどでみられる鳥インフルエンザのヒトへの感染を起源とする病原性の高い新型インフルエンザを想定して作成した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を、また、平成 21 年 10 月に比較的致死率の高くない新型インフルエンザに対応した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」(A/H1N1 への対応版)を参考に、「高砂市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 22 年 2 月に作成した。

2 特措法第 6 条に基づき国の計画の策定

政府は、特措法第 6 条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成 25 年(2013 年)6 月 7 日に策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した。同時に「都道府県行動計画」や指定公共機関の「業務計画」策定の基準を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じた柔軟な対応・対策の選択肢を示し、地域の発生状況・段階に応じた対策と共に、全国的に均衡の取れた連続性のある対策を進めるものとした。

3 特措法第 7 条に基づき県、特措法第 8 条に基づき本市の計画策定

特措法第 7 条に基づき県が策定した「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)に連結した行動をとるため、同法第 8 条に基づき本市の行動計画を策定する。あわせて各部行動計画をそれぞれ策定し、市民や関係事業者、関係機関と連携し、具体的な危機管理対応をとることとする。

4 高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画

「高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)は、特措法及び新たに策定された政府行動計画や県行動計画の内容を踏まえ、平成 22 年 2 月に策定した「高砂市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し再構成したものである。また、これまでは新型インフルエンザのみを対象とした計画であったが、政府行動計画、県行動計画同様、以下の感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)を対象とすることとしている。

・感染症法第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」(以下「新型インフ

ルエンザ」という。)

- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画を特措法第8条に規定する市町村行動計画として位置付ける。なお、市行動計画は、県行動計画等の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定していく。

新型インフルエンザ等対策は、市民をはじめ、県、近隣市町、市医師会、医療機関等関係機関との十分な相互理解と協力連携のもとに実施されることが不可欠である。

本市は今後とも、関係機関との連携を図りつつ、市行動計画に基づく対策を着実に推進することにより、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康と生活を守り、市民の安全・安心を確保していく。

4 新型インフルエンザ等関係法令及び計画一覧

	法 令	計 画	ガイドライン
国	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 25 年 4 月施行)</p> <p>↓</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 (平成 25 年 4 月施行)</p>	<p>定める</p> <p>新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (平成 25 年 6 月策定)</p>	<p>具体化</p> <p>新型インフルエンザ等対策ガイドライン (平成 25 年 6 月施行)</p>
兵庫県	<p>新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例 (平成 25 年 10 月施行)</p>	<p>基づくこと</p> <p>兵庫県 新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成 25 年 10 月策定)</p>	
高砂市	<p>高砂市新型インフルエンザ等対策本部条例 (平成 25 年 4 月施行)</p>	<p>基づくこと</p> <p>高砂市 新型インフルエンザ等対策行動計画</p>	<p>各種マニュアル 作成予定</p>

II 対策の実施に関する基本的な方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、そして県及び市内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

目的1 感染拡大を可能な限り抑止し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療体制への負荷を軽減する。
一方で医療提供体制の拡充・強化を図り、必要な患者に適切な医療を提供する。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者等や死亡者数を減らす。

目的2 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 市内各地域や近隣地域と連携した感染防止対策により、欠勤者の数を減らす。
- (2) 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供に係る業務の継続と、市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- (3) 適切な情報提供により、過度な不安を抑え、風評被害や人権侵害がおこらないようにする。

2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

1 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

2 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、住民が自らの健康を守る意識を持ち、正し

い知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、市民に対して、十分な栄養と睡眠をとり健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、必要に応じてインフルエンザ等のワクチン接種を行うなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

3 重症化する可能性のある者への対応の充実

新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

1 病原性や発生段階に応じた方針の決定

新型インフルエンザ等対策は、疾患自体の病原性やその感染の拡大等の段階に応じて、とるべき対応が異なる。病原性を初期から同定することは困難なため状況の変化に即応した意思決定を迅速に出来るよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に対応した方針を定めておく。

2 具体的な対策は状況に応じ選択して実施

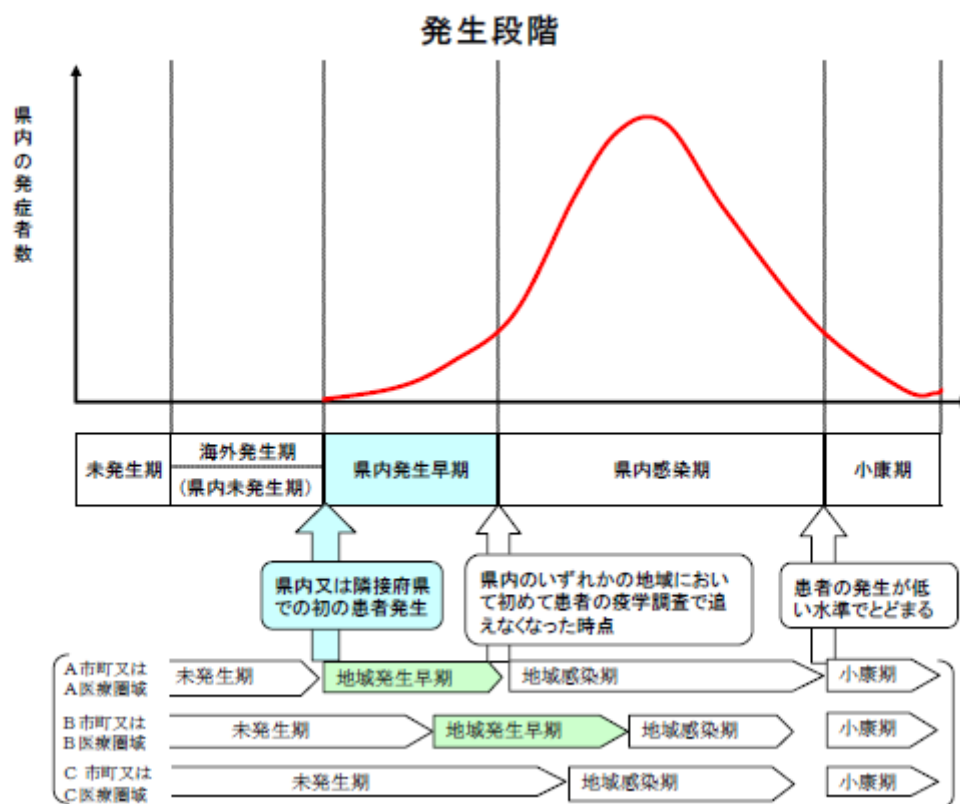
発生時の具体的な対策は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、本市あるいは発生地域の特性等の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものの市民生活や経済に与える影響等も総合的に判断する。さらには必要により県・国へ総合調整を要請し、関係機関等と協力・連携して、計画に定める対策の中から実施すべき事項を選択して実施する。

なお、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある感染症の場合は、接触機会の抑制のための各種対策（不要不急の外出自粛・施設の使用制限・各事業の縮小等）と医療対応（ワクチン・抗ウイルス薬等を含む）を組み合わせる必要がある。医療以外の感染対策は、すべての市民や事業者を含む社会全体で取り組む事で効果が期待される。社会の各種サービス提供が一定期間低下する事が避けられないことの理解と、個人が生活必需品や衛生資材を備蓄し、日頃からの手洗い等の感染予防行動や十分な栄養や睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努める等の実行も重要であることを周知していく。

発生段階ごとの状況・方針

未発生期（発生前の段階）		
新型インフルエンザ等が発生していない状態 市民啓発や、本市を含む各事業者の対策・業務継続計画等の策定・見直し等、周到な事前準備を進める。新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者等を含めた市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報共有を行う。		
海外発生期（県内未発生期）		
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内で発生しているが、県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 海外で発生した場合でも、病原体の国内侵入を防ぐことは不可能であることを前提とした準備を強化する。対策実施の体制をとり、情報収集や市民への情報提供、医療体制の確認等を進める。		
地域未発生期	甚大な影響を及ぼすおそれのあるとき 全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に 緊急事態宣言（政府対策本部長が宣言）	
市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		
海外発生期の対応を強化継続する。		
地域発生早期		
市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
発生の初期等病原性や感染力等の情報が限られている場合、国・県本部から病原性が強い場合を想定した強い対策が指示される。発生状況等の情報収集、対策の評価等を含め県本部等との情報連携に努め、専門家の科学的な判断を基にした適切な対策へ切り替える。強い対策の必要性が低下した場合は、縮小・中止を図るなどの確・迅速な実施対策の見直しを図る。		
地域感染期		
市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
国・県や関係機関・事業者等と協力・連携し、医療の供給や生活・経済の確保に努める。計画内容と必ずしも一致した対応が取れない事態も想定し、必要により県（国）と協議し柔軟な対策推進を図る。		
小康期		
新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。		

(参考)



4 対策実施上の留意点

国・県・近隣市町や公共機関と本市は、それぞれの行動計画に基づき、相互に連携協力して対策の迅速かつ的確な実施に努める。

1 基本的人権の尊重

市民の権利と自由を制限する対策の実施は、必要最小限に止めるとともに、法令の根拠をよく説明し理解を求める。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万が一の場合を想定した危機管理のための制度であり、緊急事態に備えた措置を規定するものである。しかしながら発生した新型インフルエンザや新感染症の病原性等によっては、必ずしも緊急事態措置を講じない場合もあり得る。

3 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県・国対策本部と相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市本部長は、対策実施上必要があるときは兵庫県対策本部長に総合調整を要請し、対策の円滑・迅速化を図る。

4 市民等への適切な情報提供

市民等が十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において国、県、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションを図る。

5 対策実施記録の作成・保存

新型インフルエンザ等は発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し保存の上、公表する。

5 発生時の被害想定等

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザレベルから、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ発生による高い致死率等の甚大な健康被害のおそれが出るレベルまで、幅広い想定が論じられている。

発生した新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体の要因（病原性や感染力等）、ヒトの要因（免疫の状態等）や社会環境等、多くの要因に左右される。スペインインフルエンザやアジアインフルエンザの流行状況に基づく被害想定もなされているが、医療・衛生環境は以前と大きく変わっており、明確な被害想定は困難である。さらに、未知の感染症である新感染症についての想定は困難である。

このため、国等で提示されている新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた感染症対策を検討し実施する。今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への感染対策を基本としつつ、空気感染も念頭に置いた対策を構築していく。

【被害想定】

- 市民の25%（約2万4千人）が、約8週間の流行期間に、ピークを作りながら順次に感染する。
- 患者は7～10日間程度り患欠勤後、大部分は治癒し社会復帰する。
- ピーク時の約2週間に職員・従業員は発症・欠勤する割合が多くて5%程度で、むしろ家族の世話・看護等（学校の臨時休業や福祉サービス縮小等）で、最大40%程度の欠勤が想定される。

6 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- (1) 発生時対策を的確・迅速に実施し、自治体を実施する対策を支援することで、国全体として万全の体制を整える責務を有する。
- (2) ワクチンや医薬品開発を含む調査研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及び諸外国との国際的連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進する。
- (3) 「新型インフルエンザ対策閣僚会議」や「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁連絡会議」を通じ、発生前から政府一体となった取り組みを総合的に推進する。発生時は学識経験者の意見を聴き、政府対策本部の下で基本的対処方針

を決定し、対策を強力に推進する等の責務を有する。

2 兵庫県の役割

- (1) 発生時の基本的対処方針に基づき、自らの区域内に係る対策を的確・迅速に実施し、区域内で関係機関が実施する対策の総合的推進を図る責務を有する。
- (2) 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的役割を持つ。発生時は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止対策の必要性を的確に判断し、市の対策への支援を行う。

3 本市の役割

- (1) 発生時には、基本的対処方針に基づき、市内の新型インフルエンザ等対策を的確・迅速に実施し、関係機関が実施する対策の総合的推進を図る。
- (2) 市民へのワクチン接種や生活支援、発生時の要援護者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき迅速・的確に対処する。実施にあたっては、県及び近隣市町と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

院内感染対策や医療資器材の確保をはじめ、発生時に備えた診療継続計画や地域での医療連携体制の整備を進め、発生時には状況変化に応じた柔軟な連携・協力により市民への医療を提供する。

5 一般事業者の役割

発生に備えた職場における感染対策を行う。重大な被害が生じるおそれのある新型インフルエンザ等発生に際しては、感染防止の観点から一部事業の縮小が望まれ、特に多数の者が集まる事業を行うものは、感染防止措置の徹底が求められる。

6 市民の役割

発生前から新型インフルエンザ等の情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得て、季節性インフルエンザに際しても行っているマスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行等に努める。また、発生に備えた食料品や生活必需品等の備蓄を行う。

発生時には、発生状況や予防接種等、実施されている各種対策の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策実施に努める。

7 指定（地方）公共機関の役割

発生時には特措法に基づき、必要な対策の実施責任を有する。

8 登録事業者の役割

特定接種の対象となる医療機関や市民の生活・経済の安定に寄与する事業者は、発生時でも最低限の市民生活維持の観点から、その社会的使命を果たせるよう、発生前から感染予防対策の実施や重要業務の継続等の準備を積極的に実施し、発生時の事業継続に努める。

7 市行動計画における主要な対策

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の6つの主要項目を定める。

「1 実施体制」、「2 サーベイランス・情報収集」、「3 情報提供」、「4 予防・まん延防止」、「5 医療」、「6 市民生活及び経済の安定確保」とし、以下の点に留意し必要とする対策を定める。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市としては、危機管理室及び感染症対策担当部署である市民部が主体となり、全庁一丸となった体制で対応するとともに、国・県・事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部署等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言（政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき発令）がされた場合は、市長を本部長とする「高砂市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を直ちに設置（特措法第34条第1項）し、国・県等関係機関や事業者と連携協力して、必要な対策を実施する。

対策の判断・決定には、幅広い有識者・専門家の知見が必要であり、国が定めた「政府行動計画」や発生後に事態の推移に応じて政府対策本部から発出される基本的対処方針等を基に、全国的な統一を持って迅速・柔軟かつ的確に対策を選択実施する必要がある。

（1）高砂市新型インフルエンザ等警戒本部

ア 設置基準

兵庫県において兵庫県新型インフルエンザ等警戒本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとき。なお、県警戒本部が廃止されたときは、市警戒本部も廃止する。

イ 役割

全庁による対策の協議。県の要請・指示への対応。新たな対応策の協議。

ウ 構成員

本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：P.12 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の組織と分掌事務に掲げる本部員のとおり

※市長不在のとき、又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第一順位	第二順位	第三順位
副市長	総務部長	政策部長

（2）高砂市新型インフルエンザ等対策本部

ア 設置基準（海外発生期～地域発生早期）

国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する「新型インフルエン

ザ等対策緊急事態宣言」が公示されたとき（同法第 34 条に基づく対策本部として設置する）、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとき。なお、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部も廃止する。

イ 役割

全庁による対策の協議

- (ア) 国及び県の方針を基に、「病原性や感染力の程度」「流行実態」「本市の各種実態」に即した実施対策の選択・決定・変更の判断を行う。
- (イ) 市民・事業者の協力確保。各部の連携と必要な相互支援体制の確保。国・県の要請指示への対応。新たな対応策の協議。
- (ウ) 県への総合調整要請のほか、支援・協力の要請や対応。

ウ 構成員

本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：各部長

特措法に基づかない本部体制についても同様とする。必要により外部の専門家を本部会議に出席させ、意見を徴することができる。

※本部長代行は、上記警戒本部のとおり。

高砂市新型インフルエンザ等対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市民病院長、消防団長、理事、政策部長、総務部長、財務部長、市民部長、健康子ども部長、福祉部長、生活環境部長、都市創造部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育部長
対策部長	総務部危機管理室長、総務部総務室長、財務部税務室長、市民部健康文化室長、福祉部生活福祉室長、生活環境部環境経済室長、都市創造部土木建設室長、上下水道部技術管理室長、上下水道部経営総務室長、市民病院事務局次長、教育部教育推進室長、消防本部次長
総括部	本部班（危機管理室、総務課、企画課、ICT 推進課）
総務部	広報班（シティプロモーション室、議会事務局）
	地域協力班（地域振興課）
	職員班（人事課）
財務部	財政班（財政課）
	調査班（課税課、債権管理課）
	調達配送班（契約管財課）
健康管理部	健康管理班（健康増進課）
	健康管理応援班（市民窓口課、国保年金課、監査公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局）
	文化スポーツ班（文化スポーツ課）
救助部	援護班（地域福祉課、生活福祉課、会計課）

	要支援者対策班（介護保険課、障がい福祉課、人権推進課、子育て支援課、幼児保育課（幼稚園・保育園・認定こども園・児童学園含む）
生活環境部	環境班（環境政策課）
	商工・農林水産班（産業振興課）
	計画策定班（エコクリーンピアはりま（計画管理権ごみ減量化担当））
	収集処理班（エコクリーンピアはりま（業務担当））
	施設処理班（エコクリーンピアはりま（施設管理担当））
都市創造部	土木班（道路公園課、都市政策課）
	住宅班（土木総務課、建築住宅課）
上下水道部	応急対策第2班（管きよ課）
	応急対策第3班（伊保浄化センター）
	応急対策第4班（高砂浄化センター）
水道部	庶務班（経営総務室）
	事業班（管きよ課）
	施設班（米田水源地）
医療部	救護班（総務課（市民病院）、医事課）
	医療班（外科部長、内科部長）
	救護応援班（治水対策課）
教育部	総務班（教育総務課、学校給食課、生涯学習課、教育センター）
	教育班（学校教育課）
	施設第1班（各公民館、みのり会館）
	施設第2班（各小学校）
	施設第3班（各中学校）
消防部	総務班（総務課（消防本部））
	応急対策班（消防課）
	救急救助班（消防課）

高砂市新型インフルエンザ等対策本部の分掌事務

総括部 【危機管理室長】	本部班 【防災担当主幹】	<ul style="list-style-type: none"> ①行動計画及び庁内体制の総合調整 ②国、県、近隣市町との連携 ③新型インフルエンザ等対策本部の運営 ④新型インフルエンザの発生状況の把握 ⑤感染防止対策用品等の確保
-----------------	-----------------	--

総務部 【総務室長】	広報班 【シティプロモーション室長】	①広報体制・機能の確保 ②市民・事業者等への情報提供と情報収集 ③マスメディア対応・連携
	職員班 【人事課長】	①職員感染防止対策 ②特定接種（職員）対象者名簿の作成 ③健康管理班との連携 ④職員の出勤状況把握並びに職員動員及び職員配置調整 ⑤応援要請・応援職員の受け入れ・職員派遣
財務部 【税務室長】	財政班 【財政課長】	①感染症対策関係予算調整 ②他班応援
	調査班【課税課長】	①他班応援
	調達配送班 【契約管財課長】	①対策用物資等の調達、検収 ②対策用車両の配置・借り入れ・調整
健康管理部 【健康文化室長】	健康管理班 【健康増進課長】	①感染対策指導・相談 ②予防接種体制確保 ③相談窓口の設置 ④国・県、市医師会他医療関係機関との連絡・連携・協力調整 ⑤医療機関以外（市施設等）の医療提供体制の確保
	健康管理応援班 第1班【市民窓口課長】 第2班【国保年金課長】 第3班【監査公平委員会事務局長】	①施設の感染防止対策 ②他班応援 （サービスコーナー・市民コーナー） ③サービスコーナー・市民コーナー管内市民への情報提供・情報収集
	文化スポーツ班 【文化スポーツ課長】	① 外国人への情報提供 （文化会館・総合運動公園施設・生石体育センター・向島多目的球場・市民プール） ②指定管理者との連絡調整 ③施設の感染防止対策 ④施設の閉鎖・閉鎖措置解除
	救助部 【生活福祉室長】	援護班 【障がい福祉課長】
要支援者対策班 【介護保険課長】		①在宅要支援者・社会的弱者対応 ②保育所、福祉施設等の感染防止対策 ③保育所閉鎖措置及び休業の要請・閉鎖措置解除
生活環境部 【環境経済室長】	環境班 【環境政策課長】	①環境衛生及び環境保全 ②指定管理者との連絡調整 ③施設の感染防止対策 ④死体の収容及び処置、埋火葬等
	商工・農林水産班 【産業振興課長】	①鳥インフルエンザ等への対応 ②事業所の感染対策・事業継続等の啓発・指導

		<ul style="list-style-type: none"> ③物資の円滑流通の要請 ④観光施設の感染防止対策 (生石研修センター) ⑤指定管理者との連絡調整 ⑥施設の感染防止対策 ⑦施設の閉鎖・閉鎖措置解除
	計画策定班 【エコクリーンピアはりま(計画管理権ごみ減量化担当)】	<ul style="list-style-type: none"> ①エコクリーンピアはりまの感染防止対策 ②他班応援
	収集処理班 【エコクリーンピアはりま(業務担当)】	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ等の収集・処理体制の確保 ②し尿の収集・処理体制の確保
	処理施設班 【エコクリーンピアはりま(施設管理担当)】	<ul style="list-style-type: none"> ①所管施設の感染防止対策
都市創造部 【土木建設室長】	土木班 【道路公園課長】 住宅班 【土木総務課長】	(市ノ池公園) <ul style="list-style-type: none"> ①指定管理者との連絡調整 ②施設の感染防止対策 ③施設の閉鎖・閉鎖措置解除 ④公共交通機関等の感染防止対策 ⑤コミュニティバスの運行確保 ⑥他班応援
上下水道部 【技術管理室長】	応急対策第2班【管きょ課長】 応急対策第3班【伊保浄化センター所長】 応急対策第4班【高砂浄化センター所長】	<ul style="list-style-type: none"> ①下水道機能の安定確保 ②浄化センターの感染防止対策 ③下水処理体制の確保 ④医療部救護班の応援
水道部 【経営総務室長】	庶務班【庶務主幹】 事業班【管きょ課主幹】 施設班【施設課主幹】	<ul style="list-style-type: none"> ①浄水場の感染防止対策 ②水質対策の強化・監視 ③水道利用者への情報提供 ④水道供給機能の維持
医療部 【市民病院事務局次長】	救護班 【総務課長(市民病院)】 医療班 【外科部長・内科部長】 救護応援班 【治水対策課長】	<ul style="list-style-type: none"> ①医療資器材の確保・医薬品等の調達及び保管 ②専用外来・臨時新型インフルエンザ対応外来(トリアージ外来)の設置 ③抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 ④加古川健康福祉事務所等、関係機関との連絡・調整 ⑤市医師会等関係機関との連携 ⑥専用外来等の運営補助

<p>教育部 【教育推進室長】</p>	<p>総務班 【教育総務課長】 教育班 【学校教育課長】 施設第1班 【中央公民館長】 施設第2班 【代表校長】各小学校 施設第3班 【代表校長】各中学校</p>	<p>①幼稚園、小中学校における予防・健康管理・感染防止 ②幼稚園児、小中学生に対する家庭の感染対策指導・相談 ③給食等衛生対策 ④幼稚園、小中学校の感染状況の把握・報告 ⑤幼稚園、小中学校の臨時休業措置・措置解除 ⑥臨時休業中の教育時間の確保 ⑦公民館の感染防止 ⑧公民館の閉鎖・閉鎖措置解除 ⑨図書館の感染防止対策 ⑩図書館の閉鎖・閉鎖措置解除 ⑪文化財施設の閉鎖・閉鎖措置解除 (青年の家) ⑫指定管理者との連絡調整 ⑬青年の家の感染防止対策 ⑭青年の家の閉鎖・閉鎖措置解除</p>
<p>消防部 【消防本部長】</p>	<p>総務班【総務課長】 応急対策班【消防課長】 救急救助班 【消防課救急救助担当主幹】</p>	<p>①救急機能の維持・確保 ②消防機能の確保 ③関係機関との連絡・調整 ④県要請への協力（感染症患者等搬送など）</p>
<p>各部共通</p>		<p>①必要業務・休止業務の峻別 ②職員・家族の感染対策指導・啓発 ③来庁者・利用者ほか市民・事業者への情報提供・感染対策啓発 ④外郭団体、関係団体・組織への情報提供・感染対策啓発及び連絡体制と体制づくり・対策指導 ⑤ライフライン事業者への業務継続計画策定・感染対策・特定接種実施及び事業の安定確保の要請 ⑥発生時にはライフライン業務等サービス低下が発生することの住民への周知 ⑦市民・事業者・NPO等への弱者対策等への協力要請と連携確保 ⑧市行政事務・事業の一部縮小と必須業務の体制・機能確保の準備 ⑨他部業務の理解と応援</p>

2 サーベイランス・情報収集

国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等に関する国内外の最新情報を収集する。また、学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を収集し、学校現場における流行情報を把握して国、県が実施するインフルエンザサーベイランスに協力する。

3 情報提供

新型インフルエンザ等の発生は、国家の危機管理に関わる課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、事業者、市民など各々がそれぞれの役割を認識し、十分な情報をもとに判断し、適切な行動をとれるようにする。

(1) 情報収集・提供の原則

情報の受け手は多様である。高齢者、障がい者、こども、外国人など配慮が必要な様々な市民を念頭に、多様な広報媒体による多元的な情報提供を実施するとともに、誰もが理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 発生前の情報提供

予防対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、学校や幼稚園、保育所等は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について啓発しておく必要がある。

あわせて、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて患者やその関係者に責任はないこと）、個人のレベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることが重要である。

(3) 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも充分配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、市民からの一般的な問い合わせに電話で対応できる窓口（以下「相談窓口」）を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民から相談窓口へ寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映させる。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮することとする。

なお、誤った情報が出た場合は、個々に打ち消す正確な情報を発信する。

(4) 情報提供体制

本市の提供する情報を一元的に発信する体制を明確にするため、危機管理室と感染症対策担当部署である市民部を中心に連携しながら対応する。国や県等関係機関との情報交換・情報連携を図り、発信情報の整合性に留意し、市民の疑問や不信感を起こさせない体制を目指す。また、国・県等と連携・連絡をし、すべての段階・分野で双方向性のコミュニケーションをとり、市民の疑問や不安に迅速応対できるように努力する。市民への情報提供にあたっては、一方向性の情報提供で終わらせることなく、受け手の理解と反応の把握を行う。

4 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止の対策は、①流行のピークをできるだけ遅らせることにより、対策を実施するための体制整備を図る時間を確保すること、②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの2点を主な目的とする。

また、個人や地域の対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(1) 主なまん延防止対策

個人対策・地域対策・職場対策や予防接種等複数の対策を組み合わせる。対策には個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染力等の情報、発生状況の変化に応じて示される国の対処方針や県の指針等に基づき、市域での具体的実施対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

ア 個人対策では、マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込みを避ける等の基本的感染予防対策の実践を促す。さらに、緊急事態においては、必要により不要不急の外出自粛等を要請する。

イ 地域や職場では、個人対策や職場等で季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策をより強化徹底し実施する。また緊急事態においては、知事の要請に基づき施設の使用制限や不要不急の外出自粛等を実施する。

ウ 海外で発生した際には、国がその状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、船舶入港情報の収集、検疫強化（隔離、停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約、航空機や船舶の運航自粛要請等の水際対策を行うことから、市においては、国及び県の要請に基づき必要な協力を行う。

また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などにより感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得ることを前提とした体制・対策を進める。

(2) 予防接種

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法

等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、市としては、国の動向に十分留意する。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行う予防接種で、政府対策本部長が緊急の必要があると判断したとき実施される臨時の予防接種である。

(ア) 対象者

①「医療の提供業務」「国民の生活・経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の定めるところにより大臣登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（大臣の基準該当者限定）。

②新型インフルエンザ等対策実施国家公務員

③新型インフルエンザ等対策実施地方公務員

基本的に住民接種に先行して接種され、上記対象者の基準設定は、特措法上高い公益性・公共性が認められるものに限定される。

「国民の生活・経済寄与業務事業者」で、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国や市等の地方公共団体と同様の、新型インフルエンザ等対策実施上の責務を負う指定公共機関制度であり、本制度を中心に対象業務が定められる。具体的には、指定公共機関指定事業者、これと同類あるいは同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者や市民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者がある。

なお、市職員については、対策にあたる職員の職務内容を精査し、発生時に速やかに実施できるよう、接種対象者及び接種順位を把握し、人数を厚生労働省に報告する。

また、特例的な事業者として市民生活維持に必須な食料供給維持等の観点から、食品製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されている。

(イ) 接種順位

対策実施上の公益性・公共性を基準とし、①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業を含む） ④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

実際の発生時には柔軟な対応が求められ、新型インフルエンザ等の病原性等の特性により、基本的対処方針等諮問委員会の意見や社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部で定める基本的対処方針において接種の総枠や接種順位等を決定し接種の指示がされる。

(ウ) 接種体制

登録事業者及び国家公務員の接種対象者は、国を実施主体とし、地方公務員の対象者は各自治体を実施主体として、原則集団的接種により接種できるよう発生前に接種体制構築を図る。「国民生活・経済安定分野」の事業者は、接種体制の構築が登録要件とされる。

イ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68条）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

住民接種の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

住民接種については、市町が実施主体となり、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施するものとする。

（ア）対象者及び接種順位

以下の4つの群に分類し、発生したインフルエンザ等の年齢層別の重症化の傾向等の病原性等の情報を基に、状況に応じた接種の順位が規定される。

1	医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者・妊婦
2	小児（年齢については現時点では設定なし）	1歳未満の小児の保護者。身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
3	成人・若年者	
4	高齢者	65歳以上の者

（イ）接種体制

接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用し接種会場を確保する。また、高砂市医師会に委託すること等により、市内に居住するものを対象に集団的接種を行う。

【地域集団接種】

ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアル（18人相当分）で供給されるため、基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しても、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場で接種することを原則とする。なお、状況により主治医での接種も検討する。

なお、ワクチンの供給量と接種対象者数の調整が必要なことから、予約制等も検討し、接種場所での混乱を起こさないよう配慮する。

【施設集団接種】

医療従事者、医療機関に入院中の人、社会福祉施設に入所中の人、通院通所してい

る人については、当該施設で集団的接種を行うことを原則として検討し、本市と調整を行う。

(ウ) 広報・相談

接種に関する情報については、混乱しないように広報に努める。

また、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にあるものについては、接種会場に行かないよう広報等により周知する。また、接種会場において掲示等により注意喚起することにより、接種会場における感染対策を図る。

(エ) 有効性・安全性に係る調査

予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布しておく。

	目的	対象者	実施の判断	実施主体	ワクチン
特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●医療の提供 ●国民生活及び国民経済の安定を確保するため 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療従事者、国民生活・経済の安定に寄与する業務を行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●プレパンデミックワクチンについては病原性が判明していない段階から判断する場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ●国 	<ul style="list-style-type: none"> ●プレパンデミックワクチン(備蓄している)が有効なときは同ワクチンを使用 ●無効なときは発生後に製造するパンデミックワクチンを使用
住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延を予防するため 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民 	<ul style="list-style-type: none"> ●病原性の高い新型インフルエンザ等であると判明したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ●パンデミックワクチン(発生後に製造)

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定されることから、国の動向に十分留意する。

エ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う（特措法第31条第2項及び第3項並びに第46条第6項）。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生すれば、広範かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。また、健康被害を最小限にとどめるこ

とは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が広範にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制の事前構築が必要であり、医師会等の指定公共機関や特定接種対象事業者をはじめとする医療関係者等との十分な連携・協力体制が重要である。

さらに、新型インフルエンザ等の医療体制だけではなく、通常の医療体制の維持も考慮しながら、協力体制の構築に努める必要がある。

（２）発生前の医療体制の整備

東播磨新型インフルエンザ対策圏域協議会の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

一般救急を含む通常医療機能の維持も充分考慮した上で、専用外来、入院協力医療機関の設置について協議し、協力可能な医療機関のリストアップ等を行う。患者数が大幅に増大したときに備え専用外来及び入院協力医療機関についても、資器材等を定期的に調査するとともに、在宅療養の支援体制についても、訪問看護等にかかる関係機関と協議し準備しておく。

また、専用外来以外の医療機関を突然訪ねる患者に備え、すべての医療機関で院内での感染対策に努める。

（３）発生時の医療体制の確保・維持

病原性が不明な時点では、発生国帰国者・同患者接触者の診療は、相談センターで電話相談を受け、専用外来を紹介する。他の医療機関においても、万一の受診者に備え院内感染対策を徹底し、感染防止対策を進める。

医療従事者は、個人防護具の使用等や使用可能なワクチンの接種を行い、万一、十分な防護無く患者と接触したときは予防内服を行う。

新型インフルエンザ等の患者が増大し、疫学調査で追えなくなった段階で状況を判断した上で、通常の診療医療機関での診療体制に切り替える。入院は重症者のみとすることにより、病床の拡大と効果的利用を図る。軽症患者は自宅療養体制とし、必要な療養指導・相談を行う。

医療の分野での対策を実施するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、高砂市医師会等の関係機関のネットワークを活用する。

（４）医療関係者に対する要請・指示と補償

特措法上、知事は、新型インフルエンザ等の患者に対する医療提供に必要があるときは、医師、看護師等医療関係者に対し、医療提供等の要請又は指示を行うことができるとされており、市民への医療提供のため緊急の必要があるときは、県が要請を行う。その際、県は国と連携し、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。さらに、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損失損害を被った場合は、政令で定めるところにより、そのもの又はそのものの遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

本市は、知事がこれらの要請を行った場合、高砂市医師会等を通じ、関係機関に周知

を行う等必要な協力をする。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

国及び都道府県において、国民の45%に相当する量为目标に抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が現状実態を勘案しながら進められている。一方、薬剤耐性株の検出状況や医療現場での使用実態を勘案しながら、備蓄薬の追加・変更・備蓄構成割合等の考慮もされている。

発生時に、患者の同居者等に予防投与する場合は、県及び国と調整の上、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して行う。

6 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間続くとされている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。これらの影響をできるだけ最小限にとどめることが出来るよう、特措法関係機関が可能な限りの事前準備を行い、さらに発生時には一般事業者を含め事業の継続を図る。

Ⅲ 各発生段階別対策【未発生期】

未発生期（発生前の段階）

新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態

海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- (1) 国内発生に備えた事前準備や体制の整備
- (2) 関係機関との連携による国内外の発生情報の早期探知

方針

- (1) 市民啓発や、本市を含む各事業者の対策・業務継続計画等の策定・見直し等、事前準備を進める。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者等を含めた市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

国の主な対策（未発生期）

- ・ 政府行動計画等の作成
- ・ 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化
- ・ 国際間の連携

県の主な対策（未発生期）

- ・ 行動計画等の作成
- ・ 指定地方公共機関の指定
- ・ 県における体制の整備及び連携強化
- ・ 県連絡会議、県警戒本部の設置

本市の対策（未発生期）

1 市行動計画の作成【総務部・市民部・市民病院・各部】

- (1) 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等対策に係る市行動計画を作成し、必要に応じて見直していく。
- (2) 当該計画を基本として、各部室課はそれぞれの行動計画等を策定し、それぞれの行動計画等の調整を危機管理室が行う。

2 体制の整備及び連携強化【総務部・各部】

- (1) 初動対応をはじめとした対策本部の体制を整備する。
- (2) 県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（未発生期）

新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集

県の主な対策（未発生期）

- ・国内外の鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報の収集分析
- ・豚インフルエンザ・鳥インフルエンザの発生監視
- ・サーベイランスから得られたインフルエンザに関する情報を「兵庫県インフルエンザ情報センター」において一元的に集約、分析し、県民や医療機関への情報発信を行う。

本市の対策（未発生期）

1 情報の収集【総務部・市民部・生活環境部・各部】

（1）海外の情報収集

WHO（世界保健機構）・OIE（国際獣疫事務局）等国际機関や検疫所等から、海外の鳥インフルエンザの流行状況や、家禽・豚等の新型インフルエンザ発生情報の把握に努める。

（2）国内の情報収集

厚生労働省、国立感染症研究所等から、鳥・豚インフルエンザの発生状況や季節性インフルエンザの流行状況について情報収集を行うとともに、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を収集する。

（3）市内の情報収集

医療機関から、インフルエンザの流行状況や病態の特徴等を情報収集する。

2 感染症サーベイランスの実施【総務部・市民部・教育委員会・各部】

（1）協力体制の構築

国、県が実施するインフルエンザサーベイランスに協力する。

（2）施設別発生状況の把握

学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を毎日収集し、学校現場における流行情報の把握に努める。

3 情報提供

国の主な対策（未発生期）

- ・国民への新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策についての継続的な情報提供

県の主な対策（未発生期）

相談窓口（コールセンター）の設置準備

本市の対策（未発生期）

1 情報提供体制の構築【総務部・市民部】

ホームページや広報たかさごのほか、市民や関係機関が利用可能な情報媒体を把握し、情報提供の方法や内容を検討の上決定する。

- (1) 発信情報の統一化
- (2) わかりやすく継続的に提供するための体制づくり

2 情報の提供【市民部・生活環境部・福祉部・各部】

サーベイランス情報や、関係機関から収集した国内外の鳥インフルエンザ等の情報を提供する。

市民・事業者等への情報提供については、ホームページ、広報たかさご、リーフレット、出前講座等を通じ、インフルエンザの基礎知識や予防策（マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、マスクの備蓄等）を情報提供する。

情報については、障がいのある方や外国人等にも情報が届くよう、多言語化、点字化等の工夫を行う。

4 予防・まん延防止

国の主な対策（未発生期）

- ・個人及び地域、職場での対策の周知
- ・衛生資器材等の供給体制の整備
- ・水際対策にかかる体制整備
- ・パンデミックワクチンの研究開発
- ・プレパンデミックワクチンの製造・備蓄
- ・ワクチンの供給体制の構築
- ・特定接種にかかる事業者の登録

県の主な対策（未発生期）

- ・患者・濃厚接触者への対応準備
- ・個人における咳エチケット等の対策の普及
- ・地域対策・職場対策の周知
- ・衛生資器材等の供給体制の整備
- ・関西広域連合との連携
- ・ワクチンの供給体制の構築
- ・特定接種及び住民接種の接種体制の構築
- ・社会活動制限の準備

本市の対策（未発生期）

1 個人対策【市民部・教育委員会・福祉部・健康こども部・各部】

- (1) 感染対策の普及

市や事業者等は、マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

海外での発症が疑われた人は、設置された相談センターに連絡し指示を求めるとともに、感染を広げないように不要な外出を控えること、やむを得ず受診等で外出する場合には、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと、さらに緊急事態宣言が発せられた場合の不要不急の外出の自粛要請等、感染対策についての理解促進を図る。

（２）生活必需品等の備蓄の周知

国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触期間を少なくするために地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。

2 地域・職場対策【総務部・市民部・各部】

新型インフルエンザ等が発生した時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策の強化について周知を図る。

緊急事態宣言が発せられた場合には、兵庫県が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。

3 感染症対応力向上のための研修・訓練【市民部・教育委員会・福祉部・こども未来部・総務部・市民病院・消防本部】

（１）市民、事業者・地域団体等と連携し、感染予防講習等を開催する。

（２）新型インフルエンザ発生を想定した実地訓練を関係機関等と連携して実施する。

4 衛生資器材の整備【総務部・市民病院・消防本部】

初動時に必要なマスク、防護服等の個人防護装備や消毒薬等の衛生資器材の備蓄状況を確認し、行政対応に必要な数を確保する。

5 予防接種【市民部】

（１）ワクチン情報の収集・提供

ア ワクチンの開発・製造に関する情報を収集する。

イ 発生している亜型に対するワクチンの有効性等について、WHO及び国際機関、関係国、厚生労働省等から情報収集し、必要に応じて医療機関に周知する。

ウ ワクチンの供給方法及び流通全体を把握し、速やかに接種開始できるよう、集団接種に関係する機関等へ周知する。

（２）登録事業者の登録

ア 特定接種の登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知等、県等からの要請に応じ協力する。

イ 市職員のうち特定接種の対象者となり得るものについて選定し、厚生労働省に報告する。

（３）接種体制の構築

ア 特定接種への協力

国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制構築に協力する。

イ 住民接種体制の構築

国・県の協力を得ながら、市民に対し速やかに臨時の予防接種が実施できる体制を構築する。体制の整備については、高砂市医師会・事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。

- ウ 住民接種対象者数の把握
ワクチンの接種順位の対象者数を把握する。

5 医療

国の主な対策（未発生期）

- ・国内感染期に備えた医療の確保
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備

県の主な対策（未発生期）

- ・医療関係者への要請等にかかる準備
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

本市の対策（未発生期）

1 診療継続計画の確認

診療継続計画を確認する。

2 医療体制の検討

- (1) 新型インフルエンザの発生に備えて県等が行う地域医療体制の整備に協力する。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の専用外来・臨時新型インフルエンザ対応外来の体制の確認を行う。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（未発生期）

- ・国の業務計画等の作成
- ・業務継続計画等の作成推進
- ・発生時に備え事業者に対し供給体制の整備の要請

県の主な対策（未発生期）

- ・県の業務計画等の作成
- ・業務継続計画等の作成推進
- ・発生時に備え事業者に対し供給体制の整備の要請

本市の対策（未発生期）

1 業務継続計画策定の促進【各部室】

- (1) 各部室での対応
 - ア 各部室は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業務継続計画を作成する。
 - イ 業務の重要度や優先度に応じ、継続する業務、延期する業務、中止する業務を定めておく。
 - ウ 中止する業務の代替措置や復旧の目安等具体化した計画を作成しておく。
 - エ 新型インフルエンザ等発生時に業務が増大する場合（健康相談等）や、多数の所属職員が新型インフルエンザ等に罹患した場合の緊急体制を検討する。
 - オ 特に水道事業については、業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生してから終息するまでの間、水を安定的かつ適切に供給できる体制を整える。（特措法第9条第2項、第52条）【水道事業所】

カ 同様に他の各部室も所管するライフライン事業が確実に継続できる体制を整える。

(2) 関係機関への要請

ア 各部室は、関係機関に対し、重要業務の継続、不要不急の業務の縮小、臨時休業の判断や代替措置について検討し、業務継続計画の作成を要請する。

イ 各部室は、関係機関に対し、職場のインフルエンザガイドライン、感染防止マニュアル等の作成を支援する。

2 社会的弱者への支援の検討【福祉部・健康こども部】

(1) 関係機関の利用者への支援

各室課から老人福祉施設等の関係機関に対し、感染拡大に備え、ハイリスク者のリスト作成やケアの内容、優先度、体制等の計画を確認するよう要請する。

(2) 在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等のハイリスク者への支援

地域団体、介護事業者、見守り活動者等に対し、ハイリスク者のリストアップ及び必要な情報提供や連絡方法、食事提供や医療機関への搬送等予測が必要とされる状況についての確認を要請する。

(3) 事業者支援

ア 事業者等へ感染症対策等の周知

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を広く市民に周知し、また個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（対人距離の保持、手洗い、マスク着用等の咳エチケット、職場の清掃・消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種等）を広報する。

イ 業務継続計画策定の支援

市内感染期においても、社会・経済活動の維持のための重要業務を継続することが求められる登録事業者に対して、国の対応方針に基づき業務継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請する。策定の際には事業者関係団体と協力し、体制づくりを支援する。

ウ 市民・事業者への事前準備の要請

市内感染期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されるため、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、市民、事業者に対する事前準備を要請する。

3 遺体の安置・火葬【生活環境部】

(1) 地域感染期に備え、病院内外で一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。

(2) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

IV 各発生段階別対策【海外発生期】

海外発生期（県内未発生期を含む）

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状態。

国内で発生しているが、県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

目的

- （１）新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と国内又は市内発生の早期発見に努める。
- （２）本市が初発になることを想定した体制の整備。

方針

海外で発生した場合でも、病原体の国内侵入を防ぐことは不可能であることを前提とした準備をする。対策実施の体制をとり、情報収集や市民への情報提供、医療体制の確認等を進める。

1 実施体制

国の主な対策（海外発生期）

- ・ 関係省庁対策会議、必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催。
- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を発表した場合、政府対策本部を設置する。
- ・ 基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し、直ちに公示する。必要に応じて同方針を変更する。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

- ・ 政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置する。
- ・ 基本的対処方針を基本としつつ、有識者の意見を聴いて県の対処方針を作成し公表する。

本市の対策（海外発生期）

1 高砂市新型インフルエンザ等警戒本部の設置【総務部】

兵庫県において兵庫県新型インフルエンザ等警戒本部が設置された場合において、市長が必要と認めたときは、高砂市新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、県の要請・指示への対応を行うとともに、全庁による対策の協議を行う。

2 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の設置【総務部】

- （１）特措法第 15 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に係る設置

海外において、新型インフルエンザ等が発生した場合で、特措法第 15 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、政府及び兵庫県が対策本部を設置した場合において、市長が必要と認めるとき、市行動計画で定めるところにより、市長を本部長とする市対策本部を

直ちに設置し、市の対応状況等について確認するとともに、基本的対処方針に基づく市の対処方針を全市に指示する。

(2) 特措法第34条の規定に基づく設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する「新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言」が公示されたとき、市長は、市行動計画で定めるところにより、直ちに対策本部を設置する。

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（海外発生期）

- ・海外の発生状況について国際機関等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。
- ・症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。
- ・国内サーベイランスを強化する。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

- ・国内外の機関が公表する情報の収集・確認・分析を行う。
- ・全ての医師に、症例定義を満たすためインフルエンザ患者（類義症患者を含む。）の情報について届出を求め、全数把握を開始する。

本市の対策（海外発生期）

1 情報の収集【総務部・市民部・各部】

(1) 国内外の情報収集

国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等に関する国内外の最新情報の収集を強化する。

(2) 市内の情報収集

医療機関から、インフルエンザの流行状況や病態の特徴等を情報収集する。

2 感染症サーベイランスの実施【総務部・市民部・教育委員会・各部】

(1) 協力体制の構築

国、県が実施するインフルエンザサーベイランスの協力を強化する。

(2) 施設別発生状況の把握

学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を毎日収集し、学校現場における流行情報の把握を強化する。

3 情報提供

国の主な対策（海外発生期）

Q&Aを作成するとともに国のコールセンター等を設置する。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

- ・知事メッセージを発出し、発生状況・予防策等を周知するとともに、感染予防への協力を求める。
- ・関西広域連合と連携して必要な情報を広く周知する。

本市の対策（海外発生期）

1 相談窓口の開設【市民部】

市民からの一般的な相談や受診に関する相談を受け付ける相談窓口を開設する。国の示すQ&Aを基本に対応する。

2 風評被害、パニック防止のための情報提供【総務部・市民部】

(1) 広報媒体を活用した情報提供

広報たかさご、防災ネットたかさご、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、広く市民に情報提供する。

(2) 市民への情報提供

ア コールセンター及び相談窓口が開設されたことを周知する。

イ 市民から寄せられる問い合わせや、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、必要に応じて情報提供に反映する。

ウ 海外の流行情報や病態、感染力について情報提供する。

エ 国内のインフルエンザ関連情報（未発生であること）を提供する。

オ 情報アクセス困難者（障がい者、高齢者等）への提供方法に配慮する。

(3) 海外渡航者、市内の外国人への情報提供

海外渡航時の感染防止の注意喚起や、検疫に関するガイドライン、国の対策情報（出国制限や検疫情報等）を提供する。

3 情報共有【総務部・市民部】

国・県等とインターネット等を活用して、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

4 予防・まん延防止

国の主な対策（海外発生期）

- ・感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。
- ・基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、検疫の強化について合理的な措置を行う。
- ・入国者に対し健康カードを配布し、発生国からの入国者に対しては、質問票の配布、診察等を実施する。病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康観察等を行う。
- ・ウイルス株の特定後、ただちにパンデミックワクチン製造株の開発、作製を行うよう指示する。
- ・基本的対処方針に基づき、パンデミックワクチンの供給量についての計画を策定するとともに、円滑に供給できるよう流通管理をする。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力する。

本市の対策（海外発生期）

1 感染予防策の周知【市民部・福祉部・各部】

(1) 国から発出される感染症情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がと

るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

- (2) 妊産婦、乳幼児、難病等の基礎疾患を有する患者に対し、国内発生に備え、感染予防や受診について、かかりつけ医とあらかじめ相談しておくよう周知する。
- (3) 関係機関に対し、職員や利用者の健康観察と報告を依頼するとともに、新型インフルエンザ等発生地域への渡航時の注意事項や感染予防策を周知する。

2 予防接種【市民部】

(1) 特定接種

ア 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するためにおこなわれる予防接種の実施を国が決定した場合には、特定接種の具体的運用（特定接種の対象、順位等）について、関係機関等に情報提供を行うとともに、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力する。

イ 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して、集団的な接種を原則として、本人の同意を得て特定接種を行う。（特措法第 28 条）

(2) 住民接種

ア 国が特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく臨時予防接種の準備を開始した場合は、国と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を原則とした準備を進める（特措法第 46 条）

ウ 県と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

5 医療

国の主な対策（海外発生期）

- ・新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。
- ・病原体の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査体制を確立する。
- ・迅速診断キットの実用化を図る。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

- ・県が備蓄している抗インフルエンザ薬の在庫を確認する。
- ・県内医薬品卸売業等における抗インフルエンザ薬の在庫量、流通状況を把握するとともに流通調整を行う。

本市の対策（海外発生期）

1 専用外来の設置

- (1) 渡航歴のある者又は患者との濃厚接触者である発熱・呼吸器症状等を有する患者は、専用外来での診療を行う。
- (2) 上記以外の発熱・呼吸器症状等を有する患者は、通常インフルエンザの診察を行う全ての医療機関で院内感染対策を講じた一般医療機関で診療を行う。

- (3) 症例定義に合致する新型インフルエンザ等が疑われる患者は原則、新型インフルエンザ専用外来で診療を受ける。
- (4) 症例定義を踏まえた新型インフルエンザ等患者、又は疑似症患者と判断した場合には、直ちに加古川健康福祉事務所に連絡する。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（海外発生期）

・指定（地方）公共機関等の事業継続のための法令の規制緩和について、必要に応じ周知を行う。

県の主な対策（海外発生期[県内未発生期を含む]）

・県内で発生した場合に備えて、関係機関に対して対策レベルに応じた対応を事前に要請する。特に県が最大限の対策を要すると判断した対策レベル3に相当する新型インフルエンザ等が発生した場合は、不要不急の外出の自粛要請、施設管理者に対する施設の使用制限、集会・イベント等の中止または延期の要請を行うことがあることを事前に周知しておく。

本市の対策（海外発生期）

1 関係機関への周知【各部】

- (1) 関係機関に対し現状の周知を行う。
- (2) 関係機関で作成している職場のインフルエンザ等ガイドラインや感染防止マニュアルにより、必要な準備、対応をとるように周知する。

2 業務継続のための体制確保【各部】

業務継続のためには、関係機関の業務継続体制の確保が必要であるので、連携が必要な関係機関をリストアップし、下記の内容を実施する。

- (1) 関係機関に対し、業務を継続するための体制確保等について対応できているか、確認を行う。
- (2) 関係機関に対し、マスク・消毒液等業務の継続に必要な備品の準備等対応をとるように周知する。
- (3) 関係機関に対し、各施設の設備状況（空調・換気・加湿・隔離静養室等）の確認を行う。

3 遺体の安置・火葬【生活環境部】

強毒性の感染症で多数の死者が発生した場合を想定し準備する。

- (1) 県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体安置所として使用する場所の確認を行うとともに、遺体の保存のために必要な保存材料等を準備する。
- (2) 多数の遺体が発生した場合に、広域火葬が行えるよう県等と必要な連携を行う。

4 社会的弱者への支援【福祉部・健康こども部】

未発生期の対策を継続。

5 市民・事業者への呼びかけ【市民部・生活環境部・総務部・各部】

- (1) 国内発生に備え、食料・生活必需品や衛生資器材等の適正な備蓄やその確認を行うよ

う啓発する。

(2) 事業者に対し上記物資の供給量の確保を求める。

V 各発生段階別対策【地域未発生期】

地域未発生期

市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

目的

- (1) 新型インフルエンザ等の市内浸入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 市内発生に備えた体制の整備

方針

海外発生期の対応を強化継続する。

1 実施体制

国の主な対策（国内発生早期）

- ・基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。
- ・発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。

県の主な対策（県内発生早期）

- ・国が緊急事態宣言をしない場合においても、最悪の事態を想定し有識者の意見を聴き緊急事態宣言時と同様の体制をとる必要があるかどうか検討する。

本市の対策（地域未発生期）

1 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の設置【総務部】

- (1) 海外発生期の体制を継続
- (2) 国・県の方針を基に「病原性や感染力の程度」「市内の流行実態」「医療体制」「社会状況」等本市の実情に即した実施対策の選択・決定・変更の判断を行う。なお、県が緊急事態宣言時と同様の体制を検討する際には、県と協議を行う。

2 国、県との連携【総務部】

海外発生期の対策を継続

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（国内発生早期）

海外発生期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域未発生期）

海外発生期の対策を継続

3 情報提供

国の主な対策（国内発生期）

国のコールセンターの体制充実・強化

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域未発生期）

海外発生期の対策を強化するとともに、下記を加える。

1 相談窓口の機能強化【市民部・総務部】

- (1) 国から配布されるQ&Aを基本にしなが、市民の不安内容の実態を把握し、適切な情報提供支援が行えるよう、支援者側のQ&Aを随時作成する。
- (2) 問い合わせが増えてきた場合は、全庁的な応援体制を検討する。

2 風評被害、パニック防止の強化【総務部・市民部・福祉部・健康こども部・教育委員会】

ホームページの充実や広報たかさご臨時号の発行等広報の充実を図る。

- (1) 住民に対し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいように、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われる場合の受診の方法等の対応を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策について情報を適切に提供する。
- (2) 原則として感染したことについて患者や家族には責任がないこと等、人権に配慮した対応について住民に周知する。

3 情報共有【各部】

海外発生期の対策を継続

4 予防・まん延防止

国の主な対策（国内発生早期）

- ・検疫の強化については、新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況から、合理性が認められないようになったと判断した場合には、措置を縮小する。
- ・基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について決定する。

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域未発生期）

1 感染予防策の強化（まん延防止策）【総務部・市民部・教育委員会・福祉部・健康こども部】

海外発生期の対策に加え、流行のピークを遅らせるために、地域全体で積極的な感染対策の準備をすすめるよう啓発し、地域発生早期に備える。

患者の発生状況やウイルスの病原性等の情報を踏まえ、各部は以下の対応を行う。

- (1) 市民及び事業者に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込

みを避けること等の日常的な感染予防対策等の啓発を徹底する。また、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の推奨や自宅安静を要請する。

- (2) 必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策を実施するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう、学校等の設置者に準備を要請する。
- (3) 病院及び高齢者施設等の社会福祉施設の基礎疾患を有する者が集まる施設並びに学校及び保育所等の多数の者が集まる施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。
- (4) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう準備を要請する。

2 予防接種【市民部】

国が決定した接種順位について、住民へ周知を行う。対象者は基本的に市内の居住者とする。緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を行う。

5 医療

国の主な対策（国内発生早期）

海外発生期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域未発生期）

1 外来医療体制

- (1) 海外発生期の対応と同様
- (2) 新型インフルエンザ等患者が専用外来以外の医療機関を受診する可能性もあるため、高砂市医師会等の協力を得て、一般の医療機関においても院内感染対策を強化する。
- (3) 専用外来やその他の医療機関に対し、症例定義及びその修正等について、適宜周知するとともに、万一の感染症の早期発見のため症例定義を踏まえて、新型インフルエンザ等患者又は疑似症患者の疑いがある場合には、直ちに加古川健康福祉事務所に連絡するよう要請する。

2 濃厚接触者等への対応等

国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者との濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討するとともに、発症時の対応を指導助言する。なお、症状が現れた場合には、専用外来を有する医療機関に搬送車にて移送する。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（国内発生早期）

海外発生期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域未発生期）**1 業務継続のための準備【各部】**

重要業務への重点化の準備を行う

2 事業者への感染予防対策等の要請【各部】

事業者への職員の健康管理、職場の感染予防対策徹底の要請

3 市民・事業者への呼びかけ【総務部・市民部・生活環境部】

市民に対し、食料品及び生活必需品等の購入にあたっては、消費者としての適切な行動を呼びかける。

事業者等に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう調査監視する。

4 遺体の安置・火葬【生活環境部】

海外発生期の対策を継続。

VI 各発生段階別対策【地域発生早期】

地域発生早期

市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

目的

- (1) 高砂市内が初発の場合を含め、国内発生状況を正確に把握する
- (2) 市民や医療機関の不安やパニック状態を抑える
- (3) 市内での感染拡大をできる限り抑える
- (4) 患者に適切で迅速な医療を提供する
- (5) 感染拡大に備えた体制の整備を行う

方針

発生の初期等病原性や感染力等の情報が限られている場合、国・県本部から病原性が強い場合を想定した強い対策が指示される。発生状況等の情報収集、対策の評価等を含め県との情報連携に努め、専門家の科学的な判断を基にした適切な対策へ切り替える。必要性の低下した対策は、縮小・中止を図る等の確で迅速な実施対策の見直しを図る。

1 実施体制

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

・県内に患者が発生した場合は、基本的対処方針の変更内容や、海外発生期以降さらに集積した海外及び国内における臨床症例から明らかとなった病原性（重症者の発生状況等）及び感染力（発生患者数）を踏まえて、有識者の意見を聴いて、必要に応じて対策を見直し、県の対処方針を変更する。

本市の対策（地域発生早期）

1 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の継続設置【総務部】

国及び県の方針を基に「病原性や感染力の程度」「市内の流行実態」「医療体制」「社会状況」等本市の実情に即した実施対策の選択・決定・変更の判断を行う。なお、県が緊急事態宣言時と同様の体制を検討する際には、県と協議を行う。

2 国、県との連携【総務部】

地域未発生期の対策を継続

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策と同様

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域発生早期）

地域未発生期の対策を継続

3 情報提供

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策に加え、コールセンター機能を強化する

本市の対策（地域発生早期）

1 風評被害、パニックの防止のための情報提供【各部】

（1）市民への情報提供

- ア 新型インフルエンザの流行情報や病態、対策等の正しい知識を提供し、パニック防止を図る。障がいのある人や外国人等情報が届きにくい人への配慮も十分に行う。
- イ 感染予防対策や医療体制、医療機関情報、適切な受診行動等についてインターネット等を活用しながら周知し、市民一人ひとりがとるべき行動を周知する。
- ウ 市長メッセージを発信し、市民等へ適正な対応を求め、人権侵害や行き過ぎた行動防止への協力を要請する。

（2）患者発生施設、関係機関等（国・県等）への情報提供

- ア 感染者の個人情報に配慮して発生情報等を提供し、感染防止の注意喚起と啓発を強化する。
- イ 感染者の人権に配慮し、差別や偏見防止に努める。
- ウ 患者発生施設、関係機関、地域が一体となって、感染拡大防止や風評被害の防止に取り組むよう理解と協力を求める。

（3）医療機関への情報提供

- ア 国、県、市のインフルエンザ対策情報等を医療機関に発信する。
- イ 学校、保育所、社会福祉施設等の集団発生情報を医療機関に提供する。
- ウ 医師・医療関係者の専門的な情報を医療機関等に提供する。

（4）情報アクセス困難者に対する情報提供

- ア 地域ネットワークにつながらない民間や小規模の事業者等への情報提供に配慮する。
- イ 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者や情報入手困難な市民等への情報提供に配慮する。

（5）メディアの活用

- ア メディアの協力を得て、迅速で正確な情報提供に努める。
- イ 個人情報の保護に配慮し、情報発信のキーパーソンから感染拡大防止や風評被害の防止に有効なメッセージを伝える。
- ウ 特定の市民へのプライバシー侵害が感染者の潜伏、重症化と流行拡大につながるた

め、取材や情報発信に際しては、慎重に対応するようマスコミに対して理解と協力を要請する。

2 感染拡大防止のための情報提供【教育委員会・福祉部・健康こども部・総務部・各部】

- (1) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。
- (2) 市民に対し、不要不急の外出の自粛や行事の延期・中止等の協力を依頼する。

3 相談窓口の機能強化【市民部・総務部】

相談窓口の開設時間を延長し、休日・夜間の開設体制を整備する。

4 予防・まん延防止

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域発生早期）

1 感染拡大防止【市民部・生活環境部・教育委員会・総務部】

- (1) 市民・事業者への要請
 - ア 関係機関に対し、初動体制の強化、職員や利用者の健康観察と報告を依頼する。
 - イ 市民及び事業者に対し、感染予防策の実施と感染拡大防止のため、事業者の休業や営業の縮小・自粛についての検討・協力を依頼する。
- (2) 臨時休業の要請
 - 学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

2 予防接種【市民部】

地域未発生期の対策を継続

5 医療

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域発生早期）

1 外来医療体制

- (1) 専用外来における対応
 - ア 渡航歴のある者又は患者との濃厚接触者である発熱・呼吸器症状等を有する患者は、専用外来で診療する。
 - イ 症例定義に従って専用外来で診察した患者を新型インフルエンザと診断（疑いを含

む) した場合は、医師は加古川健康福祉事務所へ届け出を行う。

(2) 臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）の設置

ア 渡航歴のある者又は患者との濃厚接触である発熱・呼吸器症状等を有する患者以外の発熱・呼吸器症状等を有する患者は、トリアージ及び予防投薬を主目的に市、関係団体からの支援を受け公的医療機関に設置する臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）で診療する。

イ トリアージ外来では、設置された公的医療機関の判断で抗インフルエンザ薬の予防投与を行うことが出来る。

ウ 東播磨圏域では、専用の診療時間帯や、患者の動線分離などによって院内感染対策を講じた医療機関に、外来診療協力医療機関が設置されることから、県の動向に十分留意する。

(3) 乳幼児に対するインフルエンザの診療

ア 渡航歴のある者又は患者との濃厚接触のある発熱・呼吸器症状等を有する小児、乳幼児患者は、専用外来兼小児受入れ臨時新型インフルエンザ対応外来で診療する。

イ 上記以外の発熱・呼吸器症状等を有する小児、乳幼児患者は、臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）で診療する。

ウ トリアージ外来では、設置された公的医療機関の判断で抗インフルエンザ薬の予防投与を行うことが出来る。

エ 東播磨圏域では、専用の診療時間帯や、患者の動線分離などによって院内感染対策を講じた医療機関に、小児科外来診療協力医療機関が設置されることから、県の動向に十分留意する。

2 医療機関における対応

(1) 難病等基礎疾患を有する患者及び妊産婦の診療

症例定義に基づき、インフルエンザ様症状を有する場合でも現疾患への影響が考えられるため、入院を含めて重症度等に応じてかかりつけ医と二次及び三次医療機関と連携をとり対応する。

(2) 一般医療機関における対応

一般の医療機関でも新型インフルエンザ患者が紛れ込む可能性があるため、すべての一般医療機関において、適切な感染防止対策を徹底する。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（国内発生早期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内発生早期）

海外発生期（県内未発生期を含む）の対策を継続

本市の対策（地域発生早期）

1 各部室での対応【各部室】

(1) 各部室は、通常業務の縮小や、応援体制について具体的に業務の優先度を決定する。

(2) 各部室の緊急時体制の導入を検討する。

2 社会的弱者への支援【福祉部・健康こども部】

在宅で療養する患者への見守り、訪問看護、訪問診療、食事提供、医療機関への搬送等の支援について関係団体の協力・調整を要請する。

(1) 福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）での対応

福祉関係事業所において患者が多数発生した場合には、事業所の判断において休業する。発生状況により以下の対策を実施する。

ア 通所系事業所に対し臨時休業を、短期入所系事業所に対し新規受け入れ休止を要請する。

イ 高齢者（介護保険対象者）については、サービスを受ける必要性が生命維持の観点から客観的に高い者に対して、サービス提供を継続するよう事業者に要請する。

ウ 事業所は、休業中も利用者に対して相談支援や安否確認等必要に応じて支援を継続する。

(2) 保育所での対応

保育所においては、本人あるいは家族のいずれかより患者が発生した場合にも基本的には休業とせず、登園の自粛の協力を求める。ただし、発生状況により以下の対策を実施する。

ア 区域を指定しての休業要請

高砂市新型インフルエンザ等対策本部の決定に基づき、原則として患者が確認された区域で臨時休業等を要請する。

イ 休業を要請する場合の代替保育の確保

保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施する等在宅での保育を支援する。高砂市新型インフルエンザ等対策本部は、施設相互で応援が可能な場合はその調整を行い、また医療従事者、ライフライン関係者等仕事を休めない人のために、安全対策が確保された施設内で保育を行う等、最小限の保育需要に対応する。

3 市民・事業者への呼びかけ【総務部・市民部・生活環境部】

地域未発生期の対策を継続

4 遺体の安置・火葬【生活環境部】

地域未発生期の対策を継続

Ⅶ 各発生段階別対策【地域感染期】

地域感染期

市または二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態

目的

- (1) 急速な感染拡大を防ぎ、重症化や死亡等の健康被害を最小限に抑える
- (2) 地域の医療体制を維持し、救急医療・高度医療等の機能を確保する
- (3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える

方針

国・県や関係機関、事業者等と協力・連携し、医療の供給や市民生活及び経済の安定確保に努める。計画内容と必ずしも一致した対応が取れない事態も想定し、必要により県（国）と協議し柔軟な対策推進を図る。

1 実施体制

国の主な対策（国内感染期）

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び対処方針を公示する。なお地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。

県の主な対策（県内感染期）

県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったと判断できる場合は、県内感染期に移行した旨を認定し、原則として二次保健医療圏域ごとに、その状況を踏まえて対処方針を変更する。

本市の対策（地域感染期）

1 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の継続設置【総務部】

国及び県の方針を基に「病原性や感染力の程度」「市内等の流行実態」「医療体制」「社会状況」等本市の実情に即した実施対策の選択・決定・変更の判断を行う。なお、県が緊急事態宣言時と同様の体制を検討する際には、県と協議を行う。

2 国、県との連携【総務部】

地域発生早期の対策に加え緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合であって、新型インフルエンザのまん延等により市単独では対応が不可能なときは、県を經由し、特措法の規定に基づく指定行政機関等の職員の派遣要請を活用する。（特措法第42条から第44条）

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（国内感染期）

全数把握については、都道府県ごとの対応とし、学校等における集団発生の把握の強化に

については通常のサーベイランスに戻す。

県の主な対策（県内感染期）

患者発生状況に応じて、患者全数を把握することから、重症者や死亡者、集団発生を把握する体制へと移行する。

本市の対策（地域感染期）

地域発生早期の対策を継続

3 情報提供

国の主な対策（国内感染期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内感染期）

専用外来及び外来協力医療機関の情報について県民に提供する

本市の対策（地域感染期）

1 風評被害、パニックの防止のための情報提供【各部】

市長メッセージを発信する等地域発生早期の対策に加え

(1) 重症化予防の情報提供

- ア 重症化のサインや、医療機関受診のタイミング、対応方法等を情報提供する。
- イ 高齢者、障がい者等ハイリスク者の健康観察や感染防止策を関係機関の職員へ情報提供する。

(2) 患者発生施設、関係機関等に対する適切な情報提供

- ア 個人情報に配慮して発生情報等を提供し、感染防止の注意喚起と啓発を強化する。
- イ 感染者の人権に配慮し、差別や偏見防止に努める。
- ウ 患者発生施設、関係機関、地域が一体となって、感染拡大防止や風評被害の防止に取り組むよう理解と協力を求める。

(3) 情報アクセス困難者に対する配慮

- ア 民間や小規模の事業者等へ情報提供する。
- イ 在宅高齢者、障がい者等の要援護者や外国人等、情報入手困難な市民等へ情報提供する。

2 感染拡大防止のための情報提供【教育委員会・福祉部・各部】

- (1) 学校等の臨時休業や集会等の自粛の目安を示し、協力を依頼する。
- (2) 市民に対し、不要不急の外出の自粛や行事の延期・中止等の協力を依頼する。

3 相談窓口の機能強化【市民部・総務部】

相談件数に応じて相談窓口の体制を継続・強化する。

4 予防・まん延防止

国の主な対策（国内感染期）

国内発生早期の対策を継続

県の主な対策（県内感染早期）

県内発生早期の対策を継続

本市の対策（地域感染期）

地域発生早期の対策を継続

5 医療

国の主な対策（国内感染期）

・国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量と流通状況を調査し、必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する際の調整を行う。

県の主な対策（県内感染期）

県内感染早期の対策に加え

- ・県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を放出する。
- ・患者数の増加により医療機関が不足した場合は、臨時医療施設を提供する。

本市の対策（地域感染期）

・国内外の知見により、ウイルスの病原性、重症化率等の把握に努めるとともに、インフルエンザの医療だけでなく地域全体の医療体制を継続する方策を検討する。

1 外来医療体制

- (1) 専用外来は一般医療機関では対応が困難な患者を優先的に診療する。
- (2) 患者数の増加により一部の医療機関に受診が集中すると、診療に支障を来すことが予想されるので、かかりつけ医を中心に、一般医療機関（院内感染対策が整っていない医療機関は除く。）で症状にあわせて診療するよう周知する。
- (3) 日祝日等に受診者が増大する懸念があるときには、休日診療における診療体制の調整を行う。

2 入院医療体制

- (1) 入院については、新型インフルエンザ等疾患の有無にとらわれず、通常通り、重症で入院の必要性が高いと判断された者とする。
- (2) 医学的ハイリスクにより、重症化が懸念される者の入院については、現疾患の治療の延長で、患者の状態に応じて主治医が判断し、調整を行う。

3 検査体制

- (1) 重症者及び入院患者の検体採取により、病原体検査を行う。
- (2) ウイルス分離を中心に、新型インフルエンザウイルスの抗原性の変異、薬剤感受性検査等ウイルスサーベイランスを強化する。

4 在宅で医療する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者のうち、支援を必要とするものに対する対応（見回り、食事の提供及び医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

5 臨時の医療施設設置への協力〈国が緊急事態宣言を行っている場合の措置〉

国が緊急事態宣言を行っている場合には、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（国内感染期）

・国民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

県の主な対策（県内感染期）

・食料品、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め及び売り惜しみの防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

本市の対策（地域感染期）

・地域発生早期での対応に加え、休業等の社会活動制限が長期にわたる場合は、業務継続計画に基づいた生活支援体制、施設間応援体制を検討する。

1 各部室での対応【各部室】

- (1) 応援依頼に基づき、職員の出勤状況を考慮した上で、庁内で相互応援の調整を行う。
- (2) 必要に応じて、通常業務の一部を休止・縮小するが、復旧の目安を考慮する。

2 社会的弱者への対応【福祉部・健康こども部】

- (1) 福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）の対応（施設の臨時休業要請等が1週間以上継続した場合）
 - ア 通所施設は、施設が利用できなくなった利用者への支援と家庭での長期介護困難者への限定的受け入れを、感染拡大防止対策を工夫しながら可能な範囲で行う。
 - イ 施設相互で応援が可能な場合はその調整を行う。
- (2) 保育所での対応
 - ア 医療従事者、ライフライン関係者等仕事を休めない人のために、大規模医療機関内等安全対策が確保された施設内で保育を行う等、感染拡大防止対策を工夫しながら最小限の保育需要に対応する。
- (3) 在宅要支援者への支援
 - ア 在宅で療養する患者への見守り、訪問看護、訪問診療、食事提供、医療機関への搬送等の支援について関係団体の協力・調整を関係部に要請する。
 - イ 在宅でインフルエンザ患者が死亡した場合、遺体処理を適切に行うよう関係機関の協力を要請する。

3 市民・事業者への呼びかけ【総務部・市民部】

市民に対し、食料品及び生活必需品等の購入にあたっては、消費者としての適切な行動を呼びかける。

事業者等に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう調査監視する。

4 遺体の安置・火葬【生活環境部】

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。また、本市域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、兵庫県を通じ他の市町等に火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保する。

Ⅷ 各発生段階別対策【小康期の対策】

小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

目的・方針

市民生活及び経済の回復を図り実施対策の効果等を検証するとともに、流行の第二波に備える。

1 実施体制

国の主な対策（小康期）

- ・基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び対処方針を公示する。
- ・新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比して概ね同程度以下であることが明らかになったとき等には、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部を廃止する。

県の主な対策（小康期）

- ・政府対策本部が廃止されたときは、県対策本部を廃止し、状況に応じて流行の第二波に備えた警戒態勢に移行する。

本市の対策（小康期）

1 体制の切替え【総務部】

政府対策本部及び兵庫県対策本部が廃止されたとき、高砂市新型インフルエンザ等対策本部は廃止する。

2 実施対策の評価及び実施体制の確保【総務部・各部】

これまでの流行状況の振り返りや、各段階における対策に関する評価を行い、第二波の流行に備えるとともに、必要に応じて当該行動計画等の見直しを行う。

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策（小康期）

通常のサーベイランスを継続し、再流行を早期に探知するため集団発生の把握を強化する。

県の主な対策（小康期）

通常のサーベイランスを継続する。

本市の対策（小康期）

- ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国や国及び県の対応について、必要な情報を収集する。
- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

3 情報提供

国の主な対策（小康期）

国のコールセンターの体制を縮小する

県の主な対策（小康期）

知事は隣接府県の発生状況を踏まえた上で、第一波に対する安全宣言を発出する。

本市の対策（小康期）

1 安全宣言に関する情報提供【総務部・市民部】

- (1) 市民、関係機関に対し、小康状態に入ったことを情報提供する。
- (2) 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の閉鎖を情報提供する。
- (3) インフルエンザの流行情報の提供と、流行の第二波に備えた市民への注意喚起を継続する。
- (4) 適切な感染防止活動の継続を周知する。

2 情報提供の方法【総務部・市民部】

- (1) インターネットや広報たかさご、メディア等を活用する。
- (2) 地域ネットワークを活用した情報提供の仕組みを維持する。

3 相談窓口の縮小、閉鎖【市民部】

- (1) 国からの縮小要請があれば、相談窓口の体制を縮小、閉鎖する。
- (2) 市民からの相談内容や関係機関からの要望等を総括し、第二波の対応に向けた体制の確立に反映する。

4 予防・まん延防止

国の主な対策（小康期）

海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。

県の主な対策（小康期）

県内感染期において、社会活動制限の要請を行い、その実施期間中である場合は、実施期間を変更して、当該要請を終了する。

本市の対策（小康期）

- ・ 県等と連携して、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国・県の見直しを市民に周知する。
- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

5 医療

国の主な対策（小康期）

- ・ 国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザ薬の使用を含めた治療方針を作成し、都道府県等及び医療機関に周知する。
- ・ 第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザ薬の備蓄を行う。

県の主な対策（小康期）

- ・ 平常の医療体制に戻す。

本市の対策（小康期）

- ・平常の医療・検査体制に戻し、市内の患者発生状況の把握に努める。

1 医療体制

かかりつけ医を基本とした受診を勧め、重症者の適切な医療を維持する。

2 検査体制

- (1) 入院サーベイランス、病原体サーベイランスを継続し、PCR検査を随時行う。
- (2) ウイルス分離を中心に、新型インフルエンザウイルスの抗原性の変異、薬剤耐性検査等ウイルスサーベイランスを継続実施する。

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策（小康期）

国内感染期の対策を継続

県の主な対策（小康期）

- ・流行状況を踏まえつつ事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を事業者にも周知する。
- ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう必要な支援を行う。

本市の対策（小康期）

1 業務の復旧【各部】

各部、関係機関において縮小、休止していた業務を復旧するとともに、再流行に備えた体制を整備する。

2 再流行への備え【各部】

- (1) 各部での対応
 - ア 各部は、新型インフルエンザ等の流行に備え、業務継続計画を見直す。
 - イ 業務の重要度や優先度に応じ、継続する業務、延期する業務、中止する業務を検討する。
 - ウ 中止する業務の代替措置や復旧の目安等具体化した計画を再検討しておく。
 - エ 第二波に備え新型インフルエンザ等発生時に業務が増大する場合（健康相談、健康調査等）や、流行の第一波の罹患状況を把握し、多数の所属職員が新型インフルエンザ等になり患した場合の緊急時体制を再検討する。
- (2) 関係機関への要請

各部は、関係機関に対し、重要業務の継続、不要不急の業務の縮小、臨時休業の判断や代替措置について検討し、業務継続計画の改訂を要請する。
- (3) 社会的弱者への支援の検討
 - ア 関係機関の利用者の支援

各部室から関係機関に対し、感染拡大に備え、ハイリスク者のリスト作成やケアの内容、優先度、体制等の計画を確認するよう要請する。
 - イ 在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等のハイリスク者への支援

- (ア) 地域団体、介護事業者、見守り活動者等に対し、ハイリスク者のリストアップ及び必要な情報提供や連絡方法の確認を要請する。
- (イ) 各所管課から関係事業者に対し、感染拡大に備え、ハイリスク者のリスト作成やケアの内容、優先度、体制等の計画を確認するよう要請する。

IX 各発生段階別対策【新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の対応】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言時

新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる状態

目的・方針

国民の生命・健康を保護し、社会混乱を招かないように特措法第4章に規定する措置を講じる。※発生段階にかかわらず宣言され得る。

1 実施体制

国の主な対策

1 緊急事態宣言（特措法第32条）

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。宣言を解除することが妥当と判断した場合は解除した旨の宣言を行い、国会に報告する。いずれの場合も基本的対処方針を変更する。

2 期間及び区域の公示（特措法第32条）

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

3 政府対策本部長の指示（特措法第33条）

県の主な対策

1 都道府県対策本部長の指示（特措法第33条）

兵庫県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、高砂市長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

2 特定都道府県知事による代行（特措法第38条）

高砂市長は、新型インフルエンザ等のまん延により高砂市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、兵庫県知事に新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。要請を受けた知事は、高砂市長に代わって事務を実施しなければならない。

3 他の地方公共団体の長等に対する応援の要求（特措法第39条）

県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

4 職員の派遣の要請（特措法第 42 条）

実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

5 職員の派遣義務（特措法第 43 条）

上記 4 による要請又は地方自治法第 252 条の 17 第 1 項若しくは地方独立行政法人法第 91 条第 1 項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

6 職員の身分取扱い（特措法第 44 条）

災害対策基本法第 32 条の規定は、上記 5 により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。

本市の対策

1 高砂市新型インフルエンザ等対策本部の設置（特措法第 34 条～第 37 条）

緊急事態宣言時には直ちに「高砂市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

2 他の地方公共団体の長等に対する応援の要求（特措法第 39 条～第 40 条）

実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 事務の委託の手続の特例（特措法第 41 条）

実施するため必要があると認めるときは、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

4 職員の派遣の要請（特措法第 42 条）

県対策と同様

5 職員の派遣義務（特措法第 43 条）

県対策と同様

6 職員の身分取扱い（特措法第 44 条）

県対策と同様

2 サーベイランス・情報収集

国の主な対策

各発生段階の対策を実施

県の主な対策

各発生段階の対策を実施

本市の対策

各発生段階の対策を実施

地域感染期の対策を継続

3 情報提供

国の主な対策

各発生段階の対策を実施

県の主な対策

各発生段階の対策を実施

本市の対策

各発生段階の対策に加え、

1 県が特措法第 45 条第 1 項に基づき実施する外出自粛要請について、市民に周知する。

【総務部・市民部・関係部】

2 県が特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校・保育所等に対して要請する施設の使用制限について、必要に応じ市民及び事業者等に周知する。【教育委員会・福祉部・健康こども部・関係部】

4 予防・まん延防止

国の主な対策

各発生段階の対策を実施

県の主な対策

各発生段階の対策に加え、

1 感染を防止するための協力要請等（特措法第 45 条）

(1) 社会活動制限の要請等を行う機関及び区域の決定

(2) 社会活動制限の要請等の実施事項

ア 県民の行動自粛

イ 学校等の臨時休業

ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

エ 集客施設の臨時休業

オ 集会・イベント等の自粛

本市の対策

各発生段階の対策に加え、

1 住民に対する予防接種（特措法第 46 条）

予防接種法第 6 条第 1 項の規定に基づく臨時接種となる。緊急事態措置を実施すべき区域にかかわらず、必要に応じて行う。

5 医療

国の主な対策

各発生段階の対策を実施

県の主な対策

各発生段階の対策に加え、

1 臨時の医療施設等（特措法第 48 条）

2 土地等の使用（特措法第 49 条）

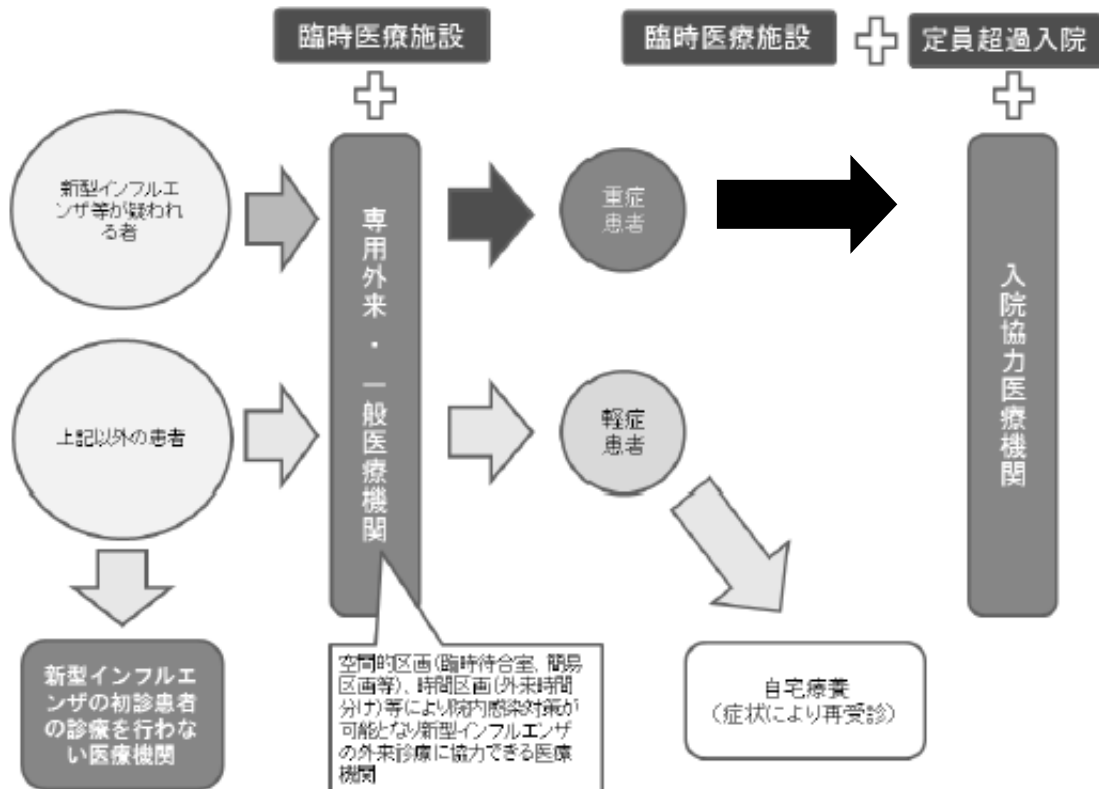
本市の対策

各発生段階の対策の実施に加え、

1 専用外来の設置継続

2 定員超過入院（医療法施行規則第 10 条）

【緊急事態宣言時の医療体制】



指定（地方）公共機関の対策

医療等の確保（特措法第 47 条）

6 市民生活及び経済の安定確保

国の主な対策

- 1 火葬及び火葬の特例（特措法第 56 条）
- 2 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等（特措法第 57 条）
- 3 金銭債務の支払い猶予等（特措法第 58 条）
- 4 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（特措法第 60 条）
- 5 通貨及び金融の安定（特措法第 61 条）

県の主な対策

- 1 物資及び資材の供給の要請（特措法第 50 条）

2 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

3 物資の売渡しの要請等（特措法第 55 条）

4 埋葬及び火葬の特例（特措法第 56 条）

5 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）

本市の対策

1 物資及び資材の供給の要請（特措法第 50 条）

知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

2 電気及びガス並びに水の安定的な供給（特措法第 52 条）

水を安定的かつ適切に供給する措置を講ずる。

3 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）

- (1) 市民に対し、食料品及び生活必需品等の購入にあたっては、消費者としての適切な行動を呼びかける。
- (2) 事業者等に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう調査監視する。
- (3) 必要に応じて、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行うとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

指定（地方）公共機関の対策

必要に応じて、登録事業者等が事業を継続するための法令の弾力運用等について周知する。

1 備蓄物資等の供給に関する相互協力（特措法第 51 条）

2 電気及びガス並びに水の安定的な供給（特措法第 52 条）

3 運送、通信及び郵便等の確保（特措法第 53 条） 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

表 1 兵庫県の対策レベル設定による対策の要点（レベル設定による対策の軽重）

発生した感染症の状況に応じ対策レベル設定し、表 3 の対策から必要な対策を取捨選択し軽重をつけて実施を要請・指示

1 「実施体制」、2 「サーベイランス・情報収集」、3 「情報提供・共有」については対策レベルによる対策の軽重はない。

4 予防・まん延防止

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル 1	<p>市民・事業者へ（必要により業界団体等経由により）</p> <p>①地域対策・職場対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込み回避等勧奨 ・事業者へ、時差出勤等の感染対策勧奨、発症者の健康管理、受診勧奨を要請するなど等職場の感染予防徹底要請 <p>②ウイルスの特性に応じ、学校・保育施設等の感染対策の取り組み例提示、学校保健安全法による学級閉鎖等の適切実施要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関に、有症状者の乗車自粛、利用者へのマスク着用等咳エチケット励行呼びかけなど等感染対策要請 ・病院、高齢者施設等基礎疾患保有者の集まる施設、多数の者が居住する施設等の感染予防対策強化要請 <p>③水際対策への協力・検疫対策への連携協力による要健康監察者対策継続</p> <p>③予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン供給に応じ、特定接種実施 ・基本的対処方針諮問委員会の決定により、住民接種（新臨時予防接種）実施：国が住民接種順位決定。 <p>パンデミックワクチン供給状況に応じ接種開始、市民へ接種に関する情報提供、公共施設、医療機関等での集団的接種実施、接種後モニタリング実施</p> <p>④社会活動の制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校等患者が多発したとき、基準により施設長判断で臨時休業実施 ・臨時休業の趣旨を周知し実効性を確保 ・部活や対外交渉等での感染防止と、部活や交流事業等の休止を判断 ・保護者への情報提供と感染予防策等啓発実施 ○保育所・福祉関係事業所での感染対策実施目安提示 ・患者多発時、市と協議し、季節性インフルに準じて休業等対処 ○集客施設に（業界団体等を通じ）マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込み回避、時差出勤等の基本的感染防止対策要請 ・有症状者の健康管理、受診勧奨の要請 ○集会・イベント実施者に（業界団体等を通じ）マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行、人込み回避、時差出勤等の基本的感染防止対策要請 	同左④継続実施

62 表1 兵庫県の対策レベル設定による対策の要点（レベル設定による対策の軽重）

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル2	<p>①地域対策・職場対策の周知 — 対策レベル1に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ、出勤前職員の体温測定による有熱者の欠勤、医療受診等感染対策徹底要請 ・患者発生状況を踏まえた、臨時休業の要件見直しによる学校保健安全法に基づく、臨時休業等の適正対応を要請 ・病院や高齢者施設等基礎疾患保有者が多い施設、多数の者が居住する施設等、不要不急の外来面談の工夫・中止等積極的感染対策要請 <p>②水際対策協力</p> <p>③予防接種 対策レベル1同</p> <p>④社会活動の制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等対応 対策レベル1同 ・集客施設、集会・イベント事業者に（業界団体を通じ）職員の出勤前検温、体調不良時の自宅待機、医療受診指示等感染拡大予防や重症化防止措置対策検討要請 	同左④継続実施

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル3	<p>①地域対策・職場対策の周知 — 対策レベル2に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ自粛可能部門の選定と欠勤状況を踏まえた事業自粛要請 ・病院、高齢者施設、多数居住者施設等での感染者の早期発見と早期適切医療対応要請 <p>②水際対策協力</p> <p>③予防接種 対策レベル1同</p> <p>④社会活動の制限等 — ●県による緊急事態措置</p> <p>ア 市民の不要不急の外出自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生地域の市民に対し、外出・集会等自粛などによる感染防止要請 <p>イ 学校等の臨時休業</p> <p>○患者発生市の学校等へ一斉臨時休業要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業区域は、患者行動範囲を勘案し限定（縮小）～拡大（柔軟対応） ・私学、大学等は所在地及び患者等居住地の区域に休業要請 ・患者の生活拠点、通学経路等での濃厚接触を勘案し休業区域拡大 ・幼稚園等患者行動範囲がごく限定されている場合、中学校区単位で限定休業 ・近隣府県患者発生時（県内未発生）での休業要請の可能性も有り <p>○登校停止措置等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等広域通学の場合、所在地に患者発生が無く生徒居住地に発生したとき、設置者等の判断で出席停止又は休業実施 <p>○臨時休業に備えた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルや児童、生徒、保護者への連絡方法等整備 ・学校等への情報提供、対処法等の学校支援対策整備 	<p>①患者・濃厚接触者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対し、濃厚接触者への予防内服見合わせ要請、但し患者同居者については、国の予防効果の評価に基づく判断による ・患者の濃厚接触者を特定しての対策（措置）を中止 <p>同左④継続実施</p>

<p>つ づ き 対 策 レ ベ ル 3 エ オ</p>	<p>○臨時休業の実効性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業中の行動、保健指導実施、学校による児童生徒の健康把握と本人、家族発症時の学校連絡と保健所相談による適切医療行動推進 ・大学等休業中のアルバイト、帰省、不要不急の外出自粛等注意喚起徹底要請 <p>ウ 保育所、福祉関係施設の臨時休業等</p> <p>○臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生地域で一斉休業要請、患者行動範囲、立寄り先等により区域を限定（中学校区）～複数地域へ拡大 <p>○代替措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所での電話相談等による健康相談、育児支援 ・休暇取得困難保護者（医療、ライフライン関係者等）への感染予防措置を強化した限定受入れ ・福祉施設通所、短期入所者への代替サービス提供体制の確保と在宅困難者への感染予防措置を強化した限定受け入れ <p>エ 集客施設の臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済活動の維持施設へ個人、職場での感染防止措置徹底要請 ・営業継続により、施設利用者へ感染拡大を継続させるおそれが非常に高い場合等、営業自粛（臨時休業）要請 ・その他集客施設（患者発生地域）へ、感染防止措置徹底要請 ・要請不応施設又はこの要請だけでは急速なまん延防止が出来ないほど重症者発生率又は感染率が極めて高いと判断されるとき、必要に応じ営業自粛要請 <p>オ 集会、イベント等の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生地域での集会、イベントの感染防止措置の徹底要請 ・要請不応時又はこの要請だけでは急速なまん延防止が出来ないほど、重症者発生率又は感染率が極めて高いと判断されるとき、必要に応じて中止・延期を要請 	
--	---	--

5 医療

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル1		<p>①医療供給体制</p> <p>ア 外来医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が疑われる者は一般医療機関受診 ・ 医療従事者の感染防護、発熱患者等マスク着用、患者の待合（時間的・空間的）区分等、院内感染防止対策実施（標準予防策＋飛沫感染予防策） ・ 透析、小児、妊婦及び基礎疾患を有する患者等もかかりつけ医で診療 基礎疾患等コントロールを要する患者は当該疾患主治医と連携 <p>イ 入院医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症患者は自宅療養 ・ 基礎疾患保有者等で重症化のおそれがある者は、主治医判断で一般医療機関入院治療 ・ 入院医療機関では、陰圧病室、換気良好個室等優先使用 <p>②検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス検査対象者は、重傷者、集団発生へ切り替え <p>③保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療供給状況を把握し、医師会、医療機関等と連携し、必要な医療体制拡充強化
対策レベル2		<p>①医療供給体制</p> <p>ア 外来医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が疑われる者は一般医療機関受診 ・ 重症化が懸念される等患者は専用外来医療機関等紹介 ・ 医療機関感染防護、院内感染対策—レベル1 同を徹底 <p>○重症化懸念患者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 透析医療機関：院内感染対策徹底、感染者透析の院内区分（空間的・時間的）対応、入院必要患者は感染症担当医と連携し、感染症指定医療機関等透析可能医療機関と連携対応 ・ 小児患者：小児救急対応連携体制による医療体制 ・ 重症妊婦患者：妊娠中～周産期まで総合治療体制を確保 ・ 病原性や感染性の変化による患者増大に対応するため、入院見合わせ、延期可能一般患者の調整による重症患者対応 <p>イ 入院医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症患者は自宅療養 ・ 基礎疾患保有患者で重症化のおそれのある者は、一般医療機関で入院治療し、必要により入院協力医療機関と連携対応 ・ 透析患者、妊婦等を含め重症化した患者への専門医療機関連携強化 <p>②検査体制 ③保健所対応 レベル1 同</p>

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル3		<p>①医療供給体制</p> <p>ア 外来医療体制</p> <p>○外来協力医療機関による受診体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門外来以外の医療機関も、時間的・空間的区分等感染対策を工夫し外来協力医療機関へ移行 ・ 感染拡大に伴い、医師会等と連携し夜間・休日診療拡大 ・ 更に、仮設テントや公共施設での臨時診療体制検討 <p>○医師会等へ高齢者等往診や在宅医療サービス拡充要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医等へ慢性疾患等定期的受診者への、電話受診による新型インフルエンザ治療薬処方箋発行検討要請 ・ 医療機関は、職員の勤務状況や医療資器材・医薬品の在庫確認により新型インフルエンザ等他の医療の継続調整 ○市は、軽症患者等在宅医療患者への訪問看護等支援実施 <p>イ 入院医療体制</p> <p>○感染症指定医療機関・入院協力医療機関で入院治療実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院受け入れ可能病床の情報共有化を工夫する ・ 重症患者の入院に限定し、可能な限り自宅療養とする <p>○入院対応医療機関へ、入院可能病床の確保・拡大を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応医療機関は、休止病床の活用、緊急的定員超過入院等、病床拡大にあらゆる工夫をする ・ 感染症指定医療機関・入院協力医療機関は、他の医療に支障を来さない範囲での入院回避・手術延期等で空床確保 <p>ウ 医療関係者への要請等</p> <p>○知事は、新型インフルエンザ等の患者に対する医療の提供に必要があるとき、医師等医療関係者に医療提供を要請。また、予防接種実施に必要があるとき、同様要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県は、要請に応じ医療を行う医師等に実費を支給 ・ 県は、要請に応じ健康被害を被った医師等の損害を補償 ・ 要請は、特定の状況、条件下で慎重に行われる <p>②検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サンプル検査に切り替えるとともに、他衛研等と協力し必要な検査実施 ・ 新型インフルエンザ等を疑う患者が、殆ど検査陽性となる状況で、医師の臨床診断により判定する <p>③保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や医師会等と協力し、重症患者受け入れ可能医療機関の協力確保、拡充を図る ・ 迅速診断キット、抗ウイルス薬等医薬品及び個人防護具等資器材確保を図る ・ 積極的疫学調査は中止する

6 市民生活及び経済の安定確保

	県内発生早期	県内感染期
対策レベル1	<p>事業者への対応</p> <p>①職員の健康管理徹底及び職場の感染対策開始を要請</p> <p>物資の流通確保</p> <p>②市民へ食料品、生活必需品等購入への適切行動呼びかけ</p> <p>③事業者へ食料品、生活関連物資等の価格安定、買占め、売り惜しみ防止を要請</p> <p>④マスク等生活関連物資の不足、価格上昇又はそのおそれ</p>	<p>相当程度の感染拡大状況で、対策の実行可能性、社会・経済へ与える影響等総合的に判断し、学校等の一斉休業等強力な対策の緩和を検討</p> <p>①外出自粛要請等で支障の生じた高齢者、障がい者等へ、食料・生活必需品の支給等の生活支援や、死亡時対応実施</p> <p>②死亡者発生状況により遺体安置所確保</p> <p>③県の、感染拡大抑制策の事業自粛の円滑化のための支援実施に協力</p> <p>④医師会等関係機関の協力を得て、初期救急医療体制の維持確保を図る</p> <p>⑤事業者へ職員の健康管理の徹底、職場の感染対策実施を要請し、感染リスク情報を提供</p> <p>⑥同左県内発生早期②③④継続</p>
対策レベル2	<p>対策レベル1・2に追加</p> <p>①指定地方公共機関による新型インフルエンザ等対策計画事項の実行物資の流通確保</p> <p>②食料品、生活必需品等価格や流通状況監視を強化し、買占め、売り惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化・価格安定化に努める</p> <p>③関係事業者と連携し、埋火葬の円滑実施や必要な遺体安置所等対策実施</p>	<p>①ライフライン事業者へ業務継続を要請</p> <p>②県の流行終息時の事業者支援策（金融対策、県外PR等）準備状況による、市特別策検討と実施策周知方法準備</p> <p>③指定地方公共機関の行動計画に基づく対策確認</p> <p>④不足が想定される食料、生活必需品等の価格や流通状況の監視を強化し、買占め、売り惜しみ等を防止し、流通円滑化・価格安定を図る</p> <p>⑤県の広域情報を確保し、遺体対応関係事業者と連携し、円滑な遺体処理を図る</p> <p>⑥遺体処理の迅速化や処理能力の最大化を図り、必要に応じ遺体安置の適切対応に努める、</p>

表 2 新型インフルエンザの感染症と病原性による「兵庫県の対策レベル」の目安

感染力		病原性 (重症度)	重症者の発生状況		
			H5N1 等重症 新型インフルエンザ想定	その他の中等症・軽症 新型(含む再興型)インフルエンザ*	
			重 度	中 等 度	軽 度
			(例) スペインインフルエンザ 致死率 2.0%	(例) アジアインフルエンザ 致死率 0.53%~	(例) 香港インフルエンザ* 致死率 0.15%程度以下
			重症化率 2%程度以上	重症化率 ~0.5%~	重症化率 0.15%以下
新型イン フルエン ザの流行 状況の予 測	40%~	対策レベル 3	対策レベル 2 (~3) 対策項目毎にレベル3実施	対策レベル 1 (~2) 対策項目毎にレベル2実施	
	~30%	対策レベル 3	対策レベル 2 対策項目毎にレベル3追加	対策レベル 1 対策項目毎にレベル2追加	
	~20%	対策レベル 3	対策レベル 2	対策レベル 1	
現状のイン フルエン ザの流 行状況(季 節性イン フルエン ザ)	10% ~ 20%	—————	—————	学級閉鎖 マスク着用等の咳エチケット 季節性ワクチン接種等の 対策を限定実施 (致死率0.1%以下)	
新型インフルエンザのウイ ルス型別の予測される重症 度区分		H5型	H2型 H4型 H6型 H8~16型		
		H7型			

(注) 対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法(判断に必要な情報・判断の時期・決定プロセス等)は、国がガイドライン等に定めて適宜提示することとされている。対策レベルは、発生したインフルエンザの疫学情報や患者の臨床情報等を収集し、県が有識者会議の意見等を基に判断し、対策の目安として具体的実施項目や実施内容を判断し、必要な要請・指示を行う。

高砂市新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成25年3月29日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、高砂市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部の長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 本部長、副本部長及び本部員のほか、新型インフルエンザ等対策本部に必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、市の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

発生段階	主な情報提供内容
未発定期	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な知識、予防方法（マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行など）等の普及啓発 ○食料、日用品等の生活必需品の備蓄の周知 ○行動計画、出前講座、訓練などの周知
海外発定期 (県内未発定期を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な知識、予防方法（マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行など）等の普及啓発 ○予防接種（特定接種）の実施等の普及啓発 ○食料、日用品等生活必需品の備蓄の周知 ○海外での発生状況（患者発生状況、毒性等） ○感染流行地域への渡航自粛 ○受診方法の周知徹底 ○相談窓口の周知
地域未発定期 地域発生早期 (県内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な知識、予防方法（マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行など）等の普及啓発 ○予防接種（特定接種、住民接種）の実施の周知 ○食料、日用品等の生活必需品の備蓄の周知 ○発生状況の広報（患者発生状況等） ○感染流行地域への渡航自粛 ○受診方法の周知徹底 ○相談窓口の周知 ○不要不急の外出・集会等の自粛 ○学校園、保育所の運営状況 ○市の行事及び施設の状況
地域感染期 (県内感染期)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な知識、予防方法（マスク着用等の咳エチケット、手洗いやうがいの励行など）等の普及啓発 ○予防接種（特定接種、住民接種）の実施の周知 ○食料、日用品等の生活必需品の備蓄の周知 ○発生状況の広報（患者発生状況等） ○感染流行地域への渡航自粛 ○受診方法の周知徹底 ○相談窓口の周知 ○専用外来、外来協力医療機関名の公表に伴う周知 ○不要不急の外出・集会等の自粛 ○学校園、保育所の運営状況 ○自宅療養方法の啓発（在宅患者に対する療養方法の啓発） ○廃棄物の排出抑制 ○中止業務・閉鎖施設の周知 ○公共交通機関やライフラインの稼働状況
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防策を継続しつつ、次回流行に備える対策の周知 ○市内における感染者の動向を踏まえつつ、自粛要請の解除

発生段階	渡航歴のある者又は患者との濃厚接触者である発熱・呼吸器症状等患者	左記以外の発熱・呼吸器症状等患者
海外発生期	(外来) ○専用外来 ※1	(外来) ○一般医療機関 ○初期救急医療機関 ※2 ○救急告示医療機関 ※3
地域未発生期		
地域発生早期	(外来) ○専用外来※1 兼臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）※4 (入院) ◇感染症指定医療機関 ※5	(外来) ○臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）※4 ○外来協力医療機関 ※6 ○初期救急医療機関 ※2 ○救急告示医療機関 ※3 (注) 疑い患者は専用外来を紹介
地域感染期	(外来) ○専用外来 ※1 ○外来協力医療機関 ※6 ○初期救急医療機関 ※2 ○救急告示医療機関 ※3 ○臨時の医療施設 ※8	(重症者の入院) ◇感染症指定医療機関 ※4 ◇入院協力医療機関 ※7 ◇臨時の医療施設 ※8
小康期	発生前の通常の医療体制	

※1 専用外来

発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

※2 初期救急医療機関

入院・手術等の必要がない軽症な救急患者に対応する医療機関（休日夜間急患センター等）

※3 救急告示医療機関

病院・診療所からの申し出により、施設・受入れ体制が整ったものとして認定、告示した医療機関。

※4 臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）

専用外来に併設し、市町、関係団体の支援を受けてトリアージ（及び予防投薬）を実施。

※5 感染症指定医療機関

感染症法に規定される特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関。

※6 外来協力医療機関

地域感染期において新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関（通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関が順次移行）

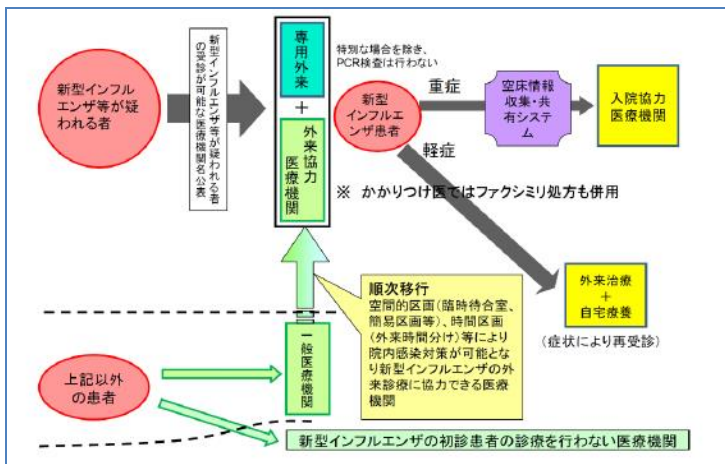
※7 入院協力医療機関

地域感染期において新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関

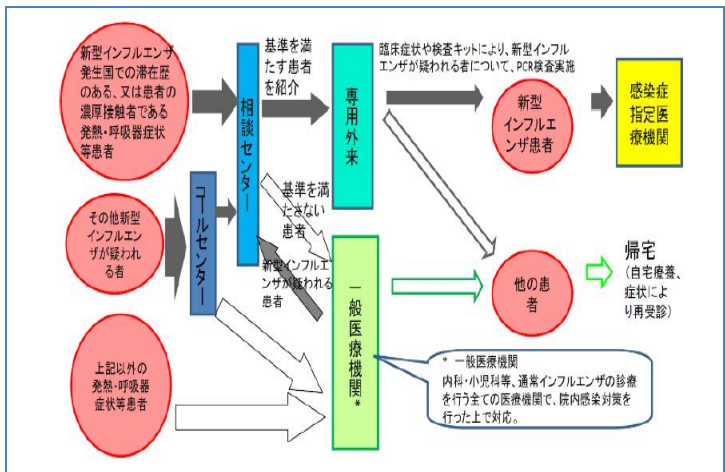
※8 臨時の医療施設

地域の医療施設が不足している場合に、医師会、市町、医療関係団体の協力を得て、公共施設や仮設テント等を活用して県が設置。

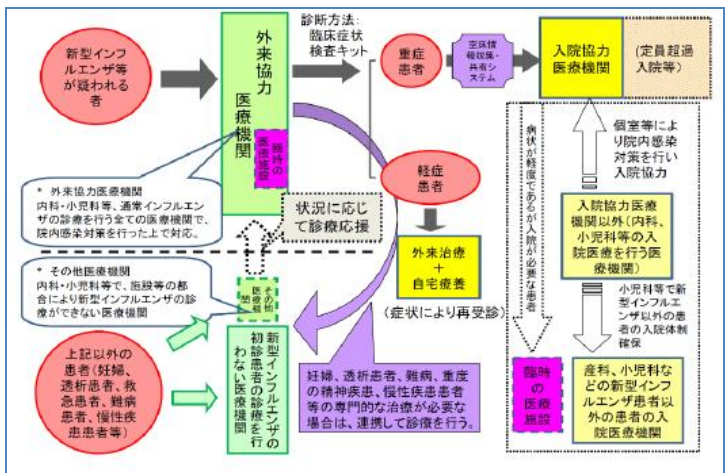
【県内発生早期における医療体制】



【県内感染期（感染拡大期）】



【県内感染期（まん延期）】



【用語解説】

【あ】

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している）。

○疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

【か】

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
第一種感染症指定医療機関	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
第二種感染症指定医療機関	二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
結核指定医療機関	結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む）又は薬局

○感染症法の対象となる感染症

感染症法上、感染力、危険性等により診察した医師は届け出の必要な場合がある。

※指定届出機関

一類感染症	感染力・重篤度・危険性が極めて高く、早急な届出が必要になる	エボラ出血熱、天然痘(痘そう)等7種
二類感染症	感染力・重篤度・危険性が極めて高く、早急な届出が必要になる	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)等5種
三類感染症	感染力・重篤度・危険性は高くは無いものの、集団発生を起こす可能性が高い為、早急な届出が必要になる	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等5種
四類感染症	人同士の感染はほとんど無いが、動物・飲食物等の物件を介して人に感染する為、早急な届出が必要になる	鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9を除く)、E型肝炎等43種
五類感染症	国家が感染症発生動向の調査を行い、国民・医療関係者・医療機関に必要な情報を提供・公開し、発生及びまん延や伝染を防止する必要がある感染症	インフルエンザ(鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、HIV・エイズ、風疹、麻疹、破傷風等44種
新型インフルエンザ等感染症	新たに人から人に伝染する様になったウイルスを病原体にするインフルエンザ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	既知の感染症の中で、上記の1-3類に分類されない感染症で、1-3類に準じる対応が必要な感染症	鳥インフルエンザ(H7N9)のみ
新感染症	感染した人から他の人に伝染すると認められる疾病で、既知の感染症・症状等が明らかにそれまでの物とは異なり、その感染力とり患した時の重篤性から判ずるに、極めて危険性が高い感染症	現時点では該当なし

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床である。

○基本的対処方針

新型インフルエンザ発生時に政府対策本部が示す新型インフルエンザ等への基本的な対処方針。発生の状況や対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項を定め、その方針に則り国や県、市が具体的に実施すべき対策を選択し決定する。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫等の暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

【さ】

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○専用外来

海外発生期に設置される発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○コールセンター

海外発生期以降、発生国から帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介するため県が設置する電話相談窓口。

○相談窓口

海外発生期より市民からの新型インフルエンザに係る一般的な相談に関する相談を受け付ける市が設置する電話相談窓口。

【た】

○WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザ等の感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策等幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○トリアージ

災害発生時等に多数の疾病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【な】**○入院協力医療機関**

地域感染期において、新型インフルエンザ患者の入院医療を行う医療機関。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

【は】**○パンデミック**

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高いヒトに感染した鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、わが国ではH1N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。